

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.34



《改正情報》	
所得税の定額減税（月次減税事務）に伴い、定額減税区分が追加	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	2

《改正情報》

● 所得税の定額減税（月次減税事務）に伴い、定額減税区分が追加

2024年6月から、令和6年分所得税の定額減税が実施されます。

【所得税】

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等（賞与含む）に対する所得税の額から定額減税額を控除（控除しきれない部分の金額は、以後令和6年中に支払われる給与等に対する所得税の額から順次控除）する。

当製品では、配偶者が同一生計配偶者かを自動的に判定することはできません。

したがって、配偶者を定額減税額の計算に含めるかを判定するために、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページに定額減税区分が追加されました。配偶者を定額減税額の計算に含める場合は、「1：対象」を選択します。

なお、配偶者の[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分が「1：源泉控除配偶」かつ居住者区分が「0：居住者」の場合は、定額減税区分は「1：対象」が初期表示されます。

源泉控除配偶者であっても同一生計配偶者ではない場合は、「0：対象外」に変更してください。

また、社員から「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」が提出され、配偶者を定額減税額の計算に含める場合は「1：対象」に設定します（源泉控除配偶者でない場合の配偶者の扶養区分は「0：控除対象外」です）。

※当製品では「源泉徴収に係る定額減税のための申告書」は出力できません。

※『法定調書奉行』の[日常処理]-[給与賞与入力]メニューでは、定額減税額を計算することはできません。

上記に伴い、社員情報データに以下の項目が追加されました。

【社員情報データ】処理年が令和6年（2024年）の場合だけ、受け入れられます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
定額減税区分	EFMM021	1	数字	0：対象外 1：対象

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2024年3月29日時点
銀行支店辞書	2024年4月8日時点
市町村辞書	2024年2月19日時点
電子申告辞書	2024年3月25日時点

法定調書奉行 *i10* シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.33



 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年12月28日時点
銀行支店辞書	2024年 1 月 9 日時点
市町村辞書	2024年 1 月 4 日時点
電子申告辞書	2024年 1 月 4 日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.32



目次

国税電子申告（e-Tax）の令和6年1月4日受付開始分に対応	2
地方税電子申告（eLTAX）の令和5年12月18日受付開始分に対応	2
特別徴収税額通知の受取方法の変更に対応	2
搭載辞書を更新	3

● 国税電子申告（e-Tax）の令和6年1月4日受付開始分に対応

◀ 関連メニュー ▶

[電子申告]メニュー

● 地方税電子申告（eLTAX）の令和5年12月18日受付開始分に対応

◀ 関連メニュー ▶

[電子申告]メニュー

● 特別徴収税額通知の受取方法の変更に対応

特別徴収税額通知の受取方法が、以下のように変更されます。

○納税義務者用（社員用）が、電子データ（正本）で受け取れるようになります。

令和5年度まで	令和6年度以降
①紙（正本）を郵送で受け取る	①紙（正本）を郵送で受け取る ②電子データ（正本）をeLTAXで受け取る

注 意

○納税義務者用を電子データで受け取る場合は、社員に電子的に配付するための準備が必要です。

○社員ごとに受取方法を変更することはできません。

○特別徴収義務者用は、副本が廃止されます。

令和5年度まで	令和6年度以降
①紙（正本）を郵送で受け取る ②電子データ（正本）をeLTAXで受け取る ③紙（正本）を郵送で受け取り、 電子データ（副本）をeLTAXで受け取る	①紙（正本）を郵送で受け取る ②電子データ（正本）をeLTAXで受け取る

上記に伴い、[給与支払報告書申告データ送信（作成）]メニューの[基本]ページに【特別徴収税額通知の受取方法】、受給者番号の指定、納入書の送付の項目が追加されます。

受取方法などを選択し、電子申告してください。

The screenshot shows the '給与支払報告書申告データ送信' (Grant and Payment Report Declaration Data Transmission) window. The '基本' (Basic) tab is selected. The interface includes the following sections:

- 【基本情報】 (Basic Information):** Includes fields for '提出年月日' (Submission Date) set to '令和 5年 1月 31日 (金)', '処理年' (Processing Year) set to '令和 5年', and '給付の支払期間' (Payment Period) set to '令和 5年 1月分から 12月分まで'.
- 【利用者ID情報】 (User ID Information):** Includes fields for '納税者の利用者ID' (Taxpayer's User ID) and '税理士ID' (Tax Accountant ID), both set to '9999999999'.
- 【特別徴収経路通知の受取方法】 (Special Collection Route Notification Receipt Method):** Includes radio buttons for '電子データ' (Electronic Data) and '書面' (Paper). The '電子データ' option is selected for both '特別徴収経路通知' (Special Collection Route Notification) and '納税者用' (Taxpayer Use). The '通知先e-Mail' (Notification Destination Email) field is set to 'iyasada@bcs.co.jp'.
- 【受給者番号】 (Beneficiary Number):** Includes a dropdown menu for '受給者番号の指定' (Beneficiary Number Designation) set to '社員番号' (Employee Number).
- 【納入書】 (Payment Book):** Includes radio buttons for '必要' (Required) and '不要' (Not Required). The '不要' option is selected.

Red boxes and arrows highlight the following sections with instructions:

- 基本 (Basic):** Indicated by a red box at the top left.
- 【特別徴収経路通知の受取方法】 (Special Collection Route Notification Receipt Method):** Indicated by a red box and arrow. Instruction: '受取方法を選択します。『電子データ』を選択した場合は、市町村からの通知を受け取る通知先 e-Mail を入力します。' (Select the receipt method. If you select 'Electronic Data', enter the notification destination e-Mail to receive the notification from the city/town/village.)
- 【受給者番号】 (Beneficiary Number):** Indicated by a red box and arrow. Instruction: '給与支払報告書（個人別明細書）の受給者番号欄に表示する項目を選択します。' (Select the item to be displayed in the beneficiary number field of the Grant and Payment Report (Individual Statement).)
- 【納入書】 (Payment Book):** Indicated by a red box and arrow. Instruction: '納入書の送付が必要かを選択します。' (Select whether the payment book needs to be sent.)

The bottom of the window features a toolbar with buttons for 'F1 操作説明' (Operation Manual), 'F2 実行' (Execute), 'F3' (blank), 'F4 前画面' (Previous Screen), 'F5 次画面' (Next Screen), 'F6' (blank), 'F7' (blank), 'F8' (blank), 'F9' (blank), 'F10' (blank), 'F11' (blank), and 'F12 閉じる' (Close).

※今まで電子申告を実行した際に表示されていた[給与支払報告書申告データ送信（作成） - 受取方法指定等]画面は、表示されなくなります。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年11月30日時点
銀行支店辞書	2023年12月 4 日時点
市町村辞書	2023年12月 4 日時点
電子申告辞書	2024年 1 月 4 日時点

法定調書奉行 *i10* シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.31



《改正情報》	
国外扶養親族の扶養控除の見直しに伴い、源泉徴収票の出力内容の改正に対応	2
退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力し、給与支払報告書に出力可能	3
令和4年入居の住宅ローン控除の改正に対応	5
源泉徴収簿の応用用紙（税務署様式）の様式変更に対応	7
《機能追加》	
所得金額調整控除の適用を受けられるかの判定方法を強化	7
前職の源泉徴収票データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	8
住民票住所を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 ＜『年末調整申告書クラウド』と『人事奉行』をお使いの場合＞	8
退職して7年経過した社員の個人番号（マイナンバー）を削除可能	9
[法定調書設定]メニューの使用されなくなった項目を削除	9
搭載辞書を更新	9

《改正情報》

● 国外扶養親族の扶養控除の見直しに伴い、源泉徴収票の出力内容の改正に対応

国外扶養親族の扶養控除の見直しにより、非居住者である扶養親族の適用要件が変更されました。
 30歳以上70歳未満の場合は、留学生、障害者、38万円以上の送金がある場合だけ、扶養控除の対象となります。
 これに伴い、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの控除対象扶養親族の区分欄の出力が、以下のように変更されます。

表示	控除対象扶養親族の区分
空欄	居住者
01	非居住者（30歳未満又は70歳以上）
02	非居住者（30歳以上又は70歳未満、留学生）
03	非居住者（30歳以上又は70歳未満、障害者）
04	非居住者（30歳以上又は70歳未満、38万円以上送金）

※16歳未満の扶養親族が非居住者の場合は、区分欄には従来通り「0」が出力されます。
 ※[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニューで令和5年分以降の扶養控除等（異動）申告書を印刷した場合は、非居住者である親族欄の該当箇所にチェックが付きま。

上記に伴い、汎用データの年末調整データについて、令和5年以降の扶養親族の居住者区分の選択肢が、以下のように変更されます。

【令和4年以前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

【令和5年以降】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払） 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● 退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力し、給与支払報告書に出力可能

扶養控除等（異動）申告書の住民税に関する事項の退職手当等を有する配偶者・扶養親族の情報を入力できるようになりました。

[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページに [住民税に関する事項...] ボタンが表示されます。クリックすると[年末調整処理 - 住民税に関する事項]画面が開き、所得の見積額を入力できます。

※住民税については、退職所得を除いた所得の見積額を入力します。

上記で入力した内容は、[扶養控除等異動申告書]メニューの[住民税に関する事項]ページに表示され、扶養控除等異動申告書に印刷できます。

なお、令和5年分以降の給与支払報告書（源泉徴収票）には、以下が出力されます。

○摘要欄に、該当する配偶者・扶養親族の名前の前に括弧書きの数字が付与され、「（退）氏名」と所得の見積額等の情報

○5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄に、「（退）個人番号」

※5人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号欄は、画面には表示されません。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー

● 令和4年入居の住宅ローン控除の改正に対応

令和4年度税制改正により、令和4年に入居した場合の住宅借入金等の年末残高の限度額、控除率および控除期間が、住宅の種類に応じて以下ようになります。

	住宅の種類	入居する年	借入限度額	控除率	控除期間
新築住宅 買取再販住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	令和4年	5,000万円	0.7%	13年間
	ZEH水準省エネ住宅		4,500万円		
	省エネ基準適合住宅		4,000万円		
	上記以外（一般住宅）		3,000万円		
既存住宅	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	令和4年	3,000万円	0.7%	10年間
	上記以外（一般住宅）		2,000万円		

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの控除額適用区分に「5：現行特別控除（特例居住用家屋）」「6：認定住宅等（特例認定住宅等）」「7：震災再取得等（特例居住用家屋）」が追加され、選択肢「3：認定住宅」から「3：認定住宅（等）」に変更されました。また、住宅の区分等が追加されました。住宅借入金等特別控除証明書の記載をもとに各区分を選択すると、住宅借入金等控除額が自動的に計算されます。

変更前	変更後（居住開始年月日が令和4年以降）
控除額適用区分	控除額適用区分
0：現行特別控除 2：特定増改築等 3：認定住宅 4：震災再取得等	0：現行特別控除 3：認定住宅（等） 4：震災再取得等 5：現行特別控除（特例居住用家屋） 6：認定住宅等（特例認定住宅等） 7：震災再取得等（特例居住用家屋）
—	住宅の区分等
—	00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等

上記の住宅ローン控除の適用を受けた場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの控除区分に、控除額適用区分と住宅の区分等にあわせて「住（特家）」「認（特家）」「震（特家）」が表示されます。

これに伴い、汎用データの年末調整データの項目についても変更・追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
控除額適用区分	YITS007	1	数字	選択肢の変更と追加 （「3：認定住宅」を「3：認定住宅（等）」に変更、 「5：現行特別控除（特例居住用家屋）」「6：認定住宅等（特例認定住宅等）」 「7：震災再取得等（特例居住用家屋）」を追加）
住宅の区分等	YITS016	2	数字	項目の新規追加 00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等 09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等
2回目-控除額適用区分	YITS011	1	数字	選択肢の変更と追加 （「3：認定住宅」を「3：認定住宅（等）」に変更、 「5：現行特別控除（特例居住用家屋）」「6：認定住宅等（特例認定住宅等）」 「7：震災再取得等（特例居住用家屋）」を追加）
2回目-住宅の区分等	YITS017	2	数字	項目の新規追加 00：非該当 01：中古住宅 02：特例居住用家屋 03：認定住宅・新築 04：認定住宅・買取再販 05：認定住宅・新築・特例認定住宅等 06：ZEH水準省エネ住宅・新築 07：ZEH水準省エネ住宅・買取再販 08：ZEH水準省エネ住宅・新築・特例認定住宅等

				09：省エネ基準適合住宅・新築 10：省エネ基準適合住宅・買取再販 11：省エネ基準適合住宅・新築・特例認定住宅等
--	--	--	--	---

◀ 関連メニュー ▶

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● 源泉徴収簿の応用用紙（税務署様式）の様式変更に対応

[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページの用紙種類が「応用用紙（税務署様式）」の源泉徴収簿を印刷した場合に、各種控除額欄が印字されるようになりました。

なお、「応用用紙（税務署様式）」の源泉徴収簿は応用用紙に印刷しますので、奉行サプライに変更はありません。

◀ 関連メニュー ▶

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー

◀ 機能追加 ▶

● 所得金額調整控除の適用を受けられるかの判定方法を強化

所得金額調整控除は、扶養控除と異なり、同一生計内のいずれか一方のみの所得者に適用するという制限がありません。したがって、例えば、夫婦ともに給与等の収入金額が850万円を超えており、夫婦に1人の年齢23歳未満の子がいる場合は、その夫婦双方が控除を受けられることになります。

今までは、上記のような場合は、該当する家族の[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの扶養区分は「0：控除対象外」を選択していました。

しかし、「0：控除対象外」では、「他の所得者が控除を受ける家族」なのか、「年間の合計所得金額が48万円超で控除を受けられない家族」なのか区別が付きませんでした。

したがって、今回から、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの家族の扶養区分に「8：控除対象外で他の所得者の扶養」が追加されました。所得金額調整控除申告書に記載されている家族で他の所得者が扶養している場合は、扶養区分に「8：控除対象外で他の所得者の扶養」を選択してください。

所得金額調整控除の要件に該当する場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの摘要欄に「氏名（調整）」と表示されます。

※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの家族の扶養区分には、「8：控除対象外で他の所得者の扶養」は追加されません。

上記に伴い、汎用データの年末調整データの項目に選択肢が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1～10 扶養区分	EFMD011	1	数字	選択肢の追加 （「8：控除対象外で他の所得者の扶養」を追加） 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

◀ 関連メニュー ▶

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● 前職の源泉徴収票データをダウンロード可能

＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

『年末調整申告書クラウド』で提出された前職の源泉徴収票データを、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。条件設定画面の更新対象の「中途入社情報」にチェックを付けてダウンロードすると、[年末調整処理]メニューの[中途入社]ページの【中途入社情報】に反映されます。

● 住民票住所を『年末調整申告書クラウド』に連携可能

＜『年末調整申告書クラウド』と『人事奉行』をお使いの場合＞

『年末調整申告書クラウド』に『人事奉行』の連絡先を連携できるようになりました。[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニューで「『人事奉行』の連絡先を優先して連携する」にチェックを付け、連絡先種別に「5：住民票住所」を選択することで、連携できます。住民票住所が登録されていない社員の場合は、現住所が連携されます。

連携した社員が『年末調整申告書クラウド』で住所又は居所を変更して提出した場合は、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューでダウンロードすると現住所が更新されます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニュー

● 退職して7年経過した社員の個人番号（マイナンバー）を削除可能

給与支払者が収集した個人番号は、扶養控除等（異動）申告書の提出期限の属する年の翌年1月10日の翌日から7年を経過する日まで保存する必要があります。なお、保存期限が経過した場合は、個人番号をできるだけ速やかに廃棄または削除する必要があります。

今回から、[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括削除[社員]]メニューの条件設定画面で「退職社員」にチェックを付けると、退職して7年経過した社員とその家族の個人番号も削除できるようになりました。また、個人番号を削除する社員の範囲を指定することもできます。

● [法定調書設定]メニューの使用されなくなった項目を削除

[導入処理]-[運用設定]-[法定調書設定]メニューで、使用されなくなった以下の項目を削除しました。

- 【経理責任者情報】の氏名カナ・氏名
- 【事務担当者情報】の内線

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2023年9月29日時点
銀行支店辞書	2023年10月2日時点
市町村辞書	2023年10月2日時点
電子申告辞書	2023年9月19日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.30



● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書

2023年 4 月28日時点

銀行支店辞書

2023年 5 月 1 日時点

市町村辞書

2023年 5 月 1 日時点

電子申告辞書

2023年 3 月20日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.29



《改正情報》	
成年年齢の引き下げに対応	2
住宅ローン控除の改正に対応	2
給与支払報告書の提出枚数が市町村につき2枚から1枚へ変更	4
源泉徴収簿の応用用紙（税務署様式）のタイトルの変更に対応	5
令和5年分 扶養控除等（異動）申告書の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）	5
《機能追加》	
配偶者を登録した際に、配偶者の扶養区分の初期値を「0：控除対象外」に変更	7
所得金額調整控除を年末調整データで再判定が可能	8
搭載辞書を更新	8

《改正情報》

● 成年年齢の引き下げに対応

民法の改正により、2022年4月より成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました。これに伴い、源泉徴収票の「未成年者」欄に「○」を記載する要件が、20歳未満から18歳未満に引き下げられました。

当システムでは、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【本人区分情報】の未成年者区分が、18歳未満の場合に「1：未成年者」と判定されるようになりました。

源泉徴収票の「未成年者」欄は、[社員情報登録]メニューの未成年者区分が「1：未成年者」の場合に「○」が付きます。

《 関連メニュー 》

- ・[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー

● 住宅ローン控除の改正に対応

令和元年度税制改正より、消費税10%増税に伴い令和2年12月31日までに居住した場合は控除期間10年に特例期間3年を加えた13年の控除（特別特定取得）が受けられます。令和3年度税制改正により、上記の特別特定取得に対して、さらに新しく3つの措置が追加されました。

○特例取得

特別特定取得に該当する場合で、新型コロナの影響により令和2年12月31日までに入居できなかった場合は、入居期限を1年延長して令和3年12月31日までとする措置が講じられました。

なお、契約が次の期限までに締結されている必要があります。

注文住宅（新築）の場合	令和2年9月30日までに契約
分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合	令和2年11月30日までに契約

○特別特例取得

特別特定取得に該当する場合で、ポストコロナに向けた経済対策として、入居期限を2年延長して令和4年12月31日までとする措置が講じられました。

なお、契約が次の期限までに締結されている必要があります。

注文住宅（新築）の場合	令和2年10月1日～令和3年9月30日までに契約
分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合	令和2年12月1日～令和3年11月30日までに契約

○特例特別特例取得

特別特例取得の適用要件を満たしている場合で、合計所得金額が1,000万円以下かつ床面積が40㎡～50㎡未満でも控除を受けられるよう床面積要件が緩和されました。

参 考

「特例特別特例取得」は、「特別特例取得」の特例です。

「特別特例取得」の場合は、床面積が50㎡以上ないと適用されません。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「（特別）特定取得区分」の項目名が「特定取得区分」に変更され、選択肢に「3：特例特別特例」が追加されました。

また、選択肢「1：特定取得」「2：特別特定取得」から「取得」を取りました。

（特別）特定取得区分（変更前）	特定取得区分（変更後）
0：非該当 1：特定 取得 2：特別特定 取得	0：非該当 1：特定 2：特別特定 3：特例特別特例

[年末調整処理]メニューの「特定取得区分」には、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日の表記によって以下を選択してください。

	住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日の表記	特定取得区分
特定取得	（特定）	「1：特定」
特別特定取得 特例取得 特別特例取得	（特別特定）	「2：特別特定」
特例特別特例取得	（特例特別特例）	「3：特例特別特例」

上記に伴い、汎用データの年末調整データについて、以下の項目が変更されます。

【変更前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
（特別）特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当 1：特定取得 2：特別特定取得
2回目－（特別）特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当 1：特定取得 2：特別特定取得

【変更後】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当 1：特定 2：特別特定 3：特例 特別特例
2回目－特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当 1：特定 2：特別特定 3：特例 特別特例

参 考

源泉徴収票の控除区分欄には、控除額適用区分＋特定取得区分が表示されます。

▼例

控除額適用区分が「0：現行特別控除」、特定取得区分が「3：特例特別特例」の場合は、「住（特特特）」が表示されます。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー

● 給与支払報告書の提出枚数が市町村につき2枚から1枚へ変更

総務省の通達より、給与支払報告書の各市町村への提出枚数が、2枚から1枚に変更されました。

これに伴い、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューで給与支払報告書を印刷する際に、1枚のサプライン紙に2名分印刷するようになりました。

奉行サプライン（源泉徴収票）もデザインが変更されます。

○単票用紙（[6109] 単票源泉徴収票）

青色と緑色の罫線から、左右とも青色の罫線で同じデザインとなりました。

また、1枚のサプライン紙に2名分印刷となるため、100枚から50枚に変更となりました。

○連続用紙（[6009] 源泉徴収票）

4枚複写から3枚複写に変更されます。

（2枚目の緑色の罫線の用紙がなくなります。）

《 関連メニュー 》

- [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー

- 源泉徴収簿の応用用紙（税務署様式）のタイトルの変更に対応

応用用紙（税務署様式）のタイトルが「給与所得・退職所得の源泉徴収簿」から「給与所得の源泉徴収簿」に変更されました。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー

● 令和5年分 扶養控除等（異動）申告書の改正対応（国外扶養親族の扶養控除の見直し）

国外扶養親族の扶養控除の見直しにより、非居住者である扶養親族の適用要件が変更され、令和5年分 扶養控除等（異動）申告書のレイアウトが変更されました。

[illegible]

令和４年以前は16歳以上が扶養控除の対象でしたが、令和５年以降は30歳以上70歳未満の場合、留学生、障害者、38万円以上の送金がある場合のみ、扶養控除の対象となります。

上記に伴い、令和5年より扶養親族の居住者区分が変更されます。

【随時処理】-【年次更新】メニューを実行し、処理年を令和5年に更新すると、【社員情報登録】メニューの【家族・所得税】ページの扶養親族の居住者区分の選択肢が、以下に変更されます。

変更前	変更後
0：居住者 1：非居住者	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払）

また、上記に伴い、汎用データの社員情報データについても、令和5年以降に扶養親族の居住者区分の選択肢が変更されます。

【変更前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
扶養親族1～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

【変更後】

項目名	受入記号	受入 桁数	受入 種別	備考
【家族情報】				
扶養親族 1 ～10 居住者区分	EFMD020	1	数字	0：居住者 1：非居住者（30歳未満又は70歳以上） 2：非居住者（30歳以上70歳未満、留学） 3：非居住者（30歳以上70歳未満、障害者） 4：非居住者（30歳以上70歳未満、38万円以上の支払） 2人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920

《 関連メニュー 》

- ・ [受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

《機能追加》-----

- 配偶者を登録した際に、配偶者の扶養区分の初期値を「0：控除対象外」に変更

昨今の共働き夫婦が増加している背景から、配偶者の扶養区分の初期値を「1：源泉控除配偶」から「0：控除対象外」に変更しました。

[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで、配偶者の有無に「1：配偶者あり」を選択すると、配偶者の扶養区分に「0：控除対象外」が初期表示されます。

《 関連メニュー 》

- ・ [受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・ [随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

● 所得金額調整控除を年末調整データで再判定が可能

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの所得調整控除申告書の提出が「0：なし」で登録されていても、年末調整時の合計金額などの要件を満たした場合には「1：あり」に変更され、所得金額調整控除額が計算されるようになりました。

『奉行Edge 年末調整申告書クラウド』をご利用の場合も、当システムの年末調整時の合計金額などの要件を満たした場合は「1：あり」に変更されます。

また、[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューで給与所得の収入金額を入力した場合は、所得金額調整控除の提出区分の判定に加味されるようになりました。収入金額が850万円以下の場合は、所得金額調整控除の提出区分は「0：なし」になります。

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー
- ・ [年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年9月30日時点
銀行支店辞書	2022年10月3日時点
市町村辞書	2022年8月1日時点
電子申告辞書	2022年9月20日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.27



● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2022年 3 月31日時点
銀行支店辞書	2022年 4 月 4 日時点
市町村辞書	2022年 4 月 4 日時点
電子申告辞書	2022年 3 月22日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.26



《改正情報》-----

● 退職所得課税の改正に対応

令和4年以降に支払われる勤続年数が5年以下の役員でない社員の退職金（以下「短期退職手当等」）に対して、「短期退職手当等」の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円を超える部分について 2分の1 課税が廃止されます。

《 関連メニュー 》

[支払調書1]-[退職所得の源泉徴収票]メニュー

● 国税電子申告（e-Tax）の令和4年1月4日受付開始分に対応

《 関連メニュー 》

[電子申告]メニュー

《機能追加》-----

● 地方税電子申告（eLTAX）のメッセージボックスにフォルダ分割機能を追加

メッセージボックスのメッセージを振り分けできるようになりました。
税目ごとに部門や担当者へメッセージを振り分ける場合に利用します。

詳細は、『操作説明（ヘルプ）』の「地方税メッセージボックスをフォルダで分けて管理する」をご参照ください。

《 関連メニュー 》

[電子申告]-[給与支払報告書]-[地方税メッセージボックス確認]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年11月30日時点
銀行支店辞書	2021年12月6日時点
市町村辞書	2021年12月6日時点
電子申告辞書	2022年1月4日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.25



目次

《改正情報》	
「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の新様式に対応	2
申告書の押印廃止に対応	2
給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応	2
源泉徴収簿（税務署様式）の様式変更に対応	3
合計表の押印廃止に対応	3
《機能追加》	
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

- 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の新様式に対応

「所得金額調整控除申告書」の特別障害者に該当する事実欄に、「扶養控除等申告書のとおり」が追加されました。

- [年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューの[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]画面に、「扶養控除等申告書のとおり」欄が追加されました。

特別障害者がいて、所得金額調整控除申告書の提出区分が「1：提出あり」の場合は、自動的に「○」が付きます。

- [基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書 - 印刷条件設定]画面の[詳細設定]ページに、「所得金額調整控除情報を印字する」設定が追加されました。チェックを付けると、所得金額調整控除申告書の要件に「○」がある人の氏名が印字されます。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー

- 申告書の押印廃止に対応

以下の申告書の押印廃止に対応しました。印刷した場合に、国税庁の様式にあわせて、押印する箇所の「印」を削除しました。

- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書
- 給与所得者の保険料控除申告書

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー
- ・ [年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー
- ・ [年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニュー

- 給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応

給与支払報告書（総括表）の統一様式に対応しました。

これに伴い、[給与支払報告書（総括表） - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページに「納入書の送付」設定が追加されました。

また、給与支払報告書（総括表）のレイアウトを選択する「報告書人員の内訳あり」「報告書人員の内訳なし」の設定はなくなりました。過去年の給与支払報告書（総括表）を印刷する場合も、統一様式で印刷されます。

印刷する際に、「報告書人員の内訳あり」は緑色、「報告書人員の内訳なし」は茶色の指定ができましたが、統一様式対応に伴い、「カラー印刷する」設定もなくなりました。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニュー

● 源泉徴収簿（税務署様式）の様式変更に対応

[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページの用紙種類が「応用用紙（税務署様式）」の源泉徴収簿を出力した場合に、以下の箇所が変更されました。

○扶養控除等の申告欄：「・寡婦・特別の寡婦」「・寡夫」→「・寡婦」「・ひとり親」

○欄外：「※所得金額調整控除申告書の提出がある場合は⑩に記載」→「所得金額調整控除の適用 有・無（※適用有の場合は⑩に記載）」

なお、「応用用紙（税務署様式）」の源泉徴収簿は応用用紙に印刷しますので、奉行サプライに変更はありません。

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー

● 合計表の押印廃止に対応

以下の合計表の押印廃止に対応しました。印刷した場合に、国税庁の様式にあわせて、押印する箇所の「印」を削除しました。

○法定調書合計表

○配当等の支払調書合計表

○利子等の支払調書合計表

○非居住者の給与等の支払調書合計表

《 関連メニュー 》

・[支払調書1]-[法定調書合計表]-[法定調書合計表]メニュー

・[支払調書2]-[配当等]-[配当等の支払調書合計表]メニュー

・[支払調書2]-[利子等]-[利子等の支払調書合計表]メニュー

・[支払調書2]-[非居住者の給与等]-[非居住者の給与等の支払調書合計表]メニュー

《機能追加》-----

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2021年9月30日時点
銀行支店辞書	2021年10月4日時点
市町村辞書	2021年10月4日時点
電子申告辞書	2021年9月21日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.23



● **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2021年 1 月29日時点
銀行支店辞書	2021年 2 月 1 日時点
市町村辞書	2021年 1 月 4 日時点
電子申告辞書	2021年 1 月 4 日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.22



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

《改正情報》	
「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に対応	2
「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の新様式に対応	3
「給与所得者の保険料控除申告書」の新様式に対応	4
源泉徴収票の新様式に対応	4
源泉徴収簿の奉行サプライが追加	5
管理資料の年末調整に関する項目名が変更	7
住宅借入金特別控除等の改正に対応	7
ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更	8
基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	8
《機能追加》	
前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	9
搭載辞書を更新	9

《改正情報》

- 「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に対応

基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設により、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式として、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に様式が改められました。

The image displays a sample of the new tax form, which is a combined document for reporting basic exemptions, spouse's exemptions, and income amount adjustments. The form is titled '給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書'. It is divided into three main sections, each highlighted with a red box and a red arrow pointing to it:

- 給与所得者の基礎控除申告書** (Basic Exemption for Salary Income): This section includes a table for reporting the taxpayer's income and deductions, and a section for reporting the taxpayer's spouse's income and deductions.
- 給与所得者の配偶者控除等申告書** (Spouse's Exemption etc. for Salary Income): This section includes a table for reporting the spouse's income and deductions, and a section for reporting the taxpayer's income and deductions.
- 所得金額調整控除申告書** (Income Amount Adjustment Exemption): This section includes a table for reporting the taxpayer's income and deductions, and a section for reporting the taxpayer's spouse's income and deductions.

The form also includes a section for reporting the taxpayer's income and deductions, and a section for reporting the taxpayer's spouse's income and deductions. The form is designed to be used by taxpayers who are required to file a tax return, and it provides a structured way to report income and deductions.

当システムでは、[配偶者控除等申告書]メニューのメニュー名が[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニューに変更されました。

上記メニューで、「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」を作成できるようになりました。

※処理年が「令和2年」より前の場合は、[基礎／配偶者／所得金額調整控除]ページは表示されません。
[配偶者（特別）控除]ページになります。

また、印刷条件設定画面に[詳細設定]ページが追加され、「配偶者情報を印字する」チェックボックスが追加されました。配偶者がいる場合であっても配偶者控除等申告書に配偶者情報を印字しない場合は、チェックを外します。

▼例

所得者本人の合計所得金額によって配偶者控除または配偶者特別控除を受けられない場合は、配偶者情報を印字する必要はありません。配偶者情報を印字しない場合は、チェックを外します。

※[詳細設定]ページの追加に伴い、[基本設定]ページにあった「個人番号」「欄外」「印刷オプション」の設定が、[詳細設定]ページに移動しました。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[控除申告書]-[基礎／配偶者／所得金額調整控除申告書]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニュー（『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合）

● 「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の新様式に対応

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の新様式に対応しました。
当システムでは、[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニューで新しい様式の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を作成できるようになりました。

「給与所得控除後の金額（調整控除後）」に変更されます。所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を控除した後の金額が表示されます。

「基礎控除額」は、基礎控除額が48万円以外の場合に表示されます。
※基礎控除の適用がない場合は、0が表示されます。

「所得金額調整控除額」は、所得金額調整控除の適用がある場合に表示されます。

寡婦またはひとり親に該当する場合は、「○」が表示されます。
※年の途中で年末調整をしている場合で、改正前の寡婦控除、寡夫控除または寡婦控除の特例の適用がある場合は、「○」は表示されません。
摘要欄に表示されます。

元号が漢字で表示されます。

※これに伴い、奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票および[6009]源泉徴収票も変更されました。令和2年分の源泉徴収票を印刷する場合は、新しい様式に対応した奉行サプライに印刷してください。

《 関連メニュー 》

- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニュー

● 源泉徴収簿の奉行サプライが追加

年末調整の改正に伴う項目名の変更・追加に伴い、新たに奉行サプライの「源泉徴収簿」をご用意しました。

- ・[5169]単票源泉徴収簿（横型）
- ・[5168]単票源泉徴収簿（縦型）
- ・[5068]源泉徴収簿

【[5169]単票源泉徴収簿（横型）】

【[5168]単票源泉徴収簿（縦型）】

印刷する奉行サプライにあわせて、[源泉徴収簿 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

※今までの旧様式の奉行サプライ（[5167]単票源泉徴収簿（横型）、[5166]単票源泉徴収簿（縦型）、[5066]源泉徴収簿、[5162]単票源泉徴収簿（横型）、[4161]単票源泉徴収簿（縦型）、[4061]源泉徴収簿）に印刷することもできます。

なお、令和2年分を旧様式の奉行サプライに印刷した場合は、「給与所得控除後の給与等の額」には調整控除後の金額、ひとり親の場合は本人欄に「ひとり親」が印字されます。

注 意

以下の旧様式の奉行サプライには、印刷することはできません。

申し訳ございませんが、新しい奉行サプライをご利用ください。

[5104]単票源泉徴収簿（横型） [4104]単票源泉徴収簿（縦型） [1695]源泉徴収簿

● 管理資料の年末調整に関する項目名が変更

[年末調整処理]メニューの計算結果画面の項目名（所得金額調整控除額・＜調整控除後＞・扶養障害者等控除額・基礎控除額）にあわせて、以下の管理資料でも同じ項目名が表示されるようになりました。

- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[年末調整一覧表]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]-[過不足税額一覧表]メニュー

※追加された項目を集計する場合は、条件設定画面の[集計項目設定]ページで、項目を選択してください。

● 住宅借入金特別控除等の改正に対応

居住の用に供した日が、令和1年10月1日以後において、特別特定取得に該当するか否かで住宅借入金の控除限度額が変わります。

「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

これに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの「特定取得区分」の項目名が、「（特別）特定取得区分」に変更されました。

令和2年分の年末調整では、住宅借入金等特別控除証明書の居住開始年月日に「（特別特定）」が印字されている場合は、「（特別）特定取得区分」を「2：特別特定取得」、「（特定）」が印字されている場合は「1：特定取得」を選択します。

また、令和1年以降に住宅を取得した場合の住宅借入金等特別控除申告書の様式が変わったことに伴い、[年末調整処理]メニューの[税額控除]ページの居住開始年月日が「平成31年1月1日」以降の場合は、居住用割合が直接入力できるようになりました。

所得控除等		税額控除	中途入社
【税額控除情報】		2以上(重)...	
居住開始年月日	令和 1年 10月 1日		
取得対価の額	0		
家屋土地等の総面積	m ²		
居住用部分の面積	m ²		
居住用割合	100.0 %		
控除額適用区分	0	現行特別控除	
〈特別〉特定取得区分	2	特別特定取得	
借入金等年末残高	0		
特定増改築借入残高	0		
住宅借入金等控除額	0		

※居住割合の項目名が、居住用割合に変更されました。

※居住用割合を直接入力する場合は、家屋土地等の総面積と居住用部分の面積は入力できなくなります。

※居住用割合、家屋土地等の総面積、居住用部分の面積は、[年末調整処理 - 条件設定]画面の[入力設定]ページで、「住宅借入金等の取得対価の額と面積を入力する」にチェックを付けると表示されます。

上記に伴い、汎用データの年末調整データについて、以下の項目が変更されました。

【変更前】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
居住割合	—	—	—	受入不可
特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当 1：該当
2回目—特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当 1：該当

【変更後】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【税額控除情報】				
居住用割合	YITS015	5	数字	整数3桁 小数1桁
(特別) 特定取得区分	YITS013	1	数字	0：非該当 1：特定取得 2：特別特定取得
2回目—(特別) 特定取得区分	YITS014	1	数字	0：非該当 1：特定取得 2：特別特定取得

● ひとり親控除の創設に伴い、社員情報の寡婦(夫)区分が変更

ひとり親控除の創設に伴い、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの寡婦(夫)区分が、[随時処理]-[年次更新]メニューで2021年(令和3年)に年次更新を実行すると、「寡婦／ひとり親区分」に変更されます。

※2020年(令和2年)の年末調整処理の処理状況が「処理済」の場合は、[年末調整処理]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦／ひとり親区分」の設定が反映されます。

年末調整処理の処理状況が「未処理」の場合(年末調整区分が「0：年調不要」の社員を含む)は、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」で設定されていた選択肢が、以下のように変更されます。

- ・「0：対象外」の場合は「0：対象外」
- ・「1：寡婦(夫)」で性別が女性の場合は「1：寡婦」
- ・「1：寡婦(夫)」で性別が男性の場合は「2：ひとり親」
- ・「2：特別寡婦」の場合は「2：ひとり親」

また、退職社員は退職時点の寡婦(夫)区分の情報が表示されます。

※処理年が「2020年(令和2年)」以前の場合は、「寡婦(夫)区分」になります。

上記に伴い、汎用データの社員情報データの項目が変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【本人区分情報】				
寡婦／ひとり親区分	ESED001	1	数字	項目名と選択肢の変更

● 基礎控除申告書データ、所得金額調整控除申告書データをダウンロード可能
 <『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合>

『年末調整申告書クラウド』で提出された令和2年の年末調整申告書データ(令和2年から改正された「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」含む)を、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。

《機能追加》



● 前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞

当システムで前年の年末調整処理を行っていた場合は、当年の年末調整の際に[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニューで利用者情報を更新すると、前年の収入金額を『年末調整申告書クラウド』に連携できるようになりました。

『年末調整申告書クラウド』で申告書を提出する際に、前年の収入金額を確認しながら入力することができるようになります。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2020年9月30日時点
銀行支店辞書	2020年10月5日時点
市町村辞書	2020年8月3日時点
電子申告辞書	2020年9月23日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.21



目次

《改正情報》	
基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	4

《改正情報》

- 基礎控除が48万円ではない場合や所得金額調整控除およびひとり親控除の年末調整計算に対応

令和2年分の年末調整の改正に伴い、年末調整計算ができるようになりました。
退職社員や非居住者となる社員がいる場合に、年の途中で年末調整計算を行うことができます。

[年末調整処理]メニューが以下のように変更されます。

[年末調整処理]画面の[家族・所得税]ページ

ひとり親控除の創設に伴い、「寡婦(夫)区分」が「寡婦／ひとり親区分」に変更されました。

所得控除等	税額控除	中途入社	家族・所得税			
【家族情報】						
No.	フリガナ	性別	生年月日	配偶者の有無	0	配偶者なし
	氏名	続柄	同居区分	扶養区分		居住者区分
配偶		0 男性	年 月 日	年 月 日	0	居住者
		00	0 対象外	0 控除対象外	0	対象外
子	氏名	0 男性	2010年 5月 10日	年 月 日	0	居住者
	姓	01 子	0 対象外	9 年少扶養	0	対象外
【所得控除情報】						
寡婦／ひとり親区分				0	対象外	
障害者区分				0	対象外	
勤労学生区分				0	対象外	
未成年者区分				0	対象外	
災害者区分				0	対象外	
外国人区分				0	対象外	

※[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの「寡婦(夫)区分」は変更されません。

[年末調整処理]画面の[所得控除等]ページ

基礎控除の見直し及び所得金額調整控除の創設に伴い、従来の「給与所得者の配偶者控除等申告書」との兼用様式として「給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」に様式が改められました。

これに伴い、「基礎控除申告書の提出」「基礎控除額」「所得調整控除申告書の提出」「所得金額調整控除額」が追加されました。

基礎控除申告書の提出を「1：あり」に設定すると、
基礎控除額が自動計算されます。

所得控除等	税額控除	中途入社	家族・所得親	計算結果	転記元説明
【所得控除情報】					
一般所得控除	0				
特別所得控除	0				
個人年金控除	0				
生命保険控除	0				
地震保険	0				
白黒明細書控除	0				
地震保険特別控除	0				
国民年金控除	0				
社保申告控除分合計	0				
小規模共済掛金	0				
【基礎控除情報】					
基礎控除申告書の提出	1	あり			
基礎控除額				480,000	
【配偶者控除等情報】					
配偶者控除申告書の提出	1	あり			
老人控除対象配偶者	0	対象外			
配偶者控除額				380,000	
配偶者特別控除額				0	
【所得金額調整控除情報】					
所得調整控除申告書の提出	0	なし			
所得金額調整控除額				0	
【税額計算情報】					
課税区分	1	甲種			
年末調整区分	1	年調する			
年末調整方法	2	単独年調			
区分	金額	税額			
給料・賞与	5,577,000	2,014,615			
退職金	821,500	16,179			
中途所得収入	0	0			
計	6,398,500	2,030,794			
<給与所得控除>	4,676,800				
所得金額調整控除額	0				
<課税所得額>	4,676,800				
社会保険料	512,412				
控除額	申告控除分	0			
控除額	小規模共済掛金	0			
生損保料控除額	0				
地震保険料控除額	0				
配偶者（扶養）控除額	380,000				
扶養親族等控除額	1,590,000				
基礎控除額	480,000				
<所得控除合計額>	2,962,412				
<課税給与所得>	1,714,000				
<算出所得税額>		85,700			
		0			
		85,700			
		87,410			
		-1,942,794			

所得調整控除申告書の提出を「1：あり」に設定すると、
所得金額調整控除額が自動計算されます。

※[年末調整処理 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの処理方法が「入力だけを先に行う<先行入力>」の場合は、基礎控除額・所得金額調整控除額は計算されません（「***,***,***」で表示されます）。

参 考

以下の控除を受けた場合は、[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューで摘要欄に印刷されます。

- ・ 基礎控除の額 ○○円
※基礎控除額が480,000円以外の場合に印刷されます。
- ・ 所得金額調整控除額 ○○円 家族の氏名
- ・ 寡婦またはひとり親

注 意

奉行サプライの令和2年分の「源泉徴収票」の提供は、11月を予定しております。
それまでは、令和1年分の源泉徴収票をご利用ください。

汎用データ作成・受入に項目が追加・変更

上記に伴い、汎用データの年末調整データに項目が追加・変更されています。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【基礎控除情報】				
基礎控除申告書の提出	YIBS001	1	数字	項目の新規追加 0：なし 1：あり
基礎控除額	YIBS002	9	数字	項目の新規追加
【所得金額調整控除情報】				
調整控除申告書の提出	YIAS001	1	数字	項目の新規追加 0：なし 1：あり
調整控除額	YIAS002	9	数字	項目の新規追加
【所得税情報】				
寡婦／ひとり親区分	ESED001	1	数字	項目名と選択肢の変更
【計算結果情報】				
所得金額調整控除額	—	—	—	項目の新規追加 受入不可
<調整控除後>	YCRI017	—	—	項目の新規追加
扶養障害者等控除額	YCRI009	—	—	項目名の変更
基礎控除額	—	—	—	項目の新規追加 受入不可

注 意

今回のプログラムから令和2年分の年末調整計算を行うことができますが、以下については変更されていません。

○年末調整一覧表や源泉徴収簿兼賃金台帳などの管理資料の項目名

○源泉徴収票や源泉徴収簿などの奉行サブライ

○各種控除申告書

上記につきましては、例年11月に提供される「年末調整対応プログラム」で対応する予定です。

《機能追加》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2020年4月30日時点
銀行支店辞書	2020年5月7日時点
市町村辞書	2020年1月6日時点
電子申告辞書	2020年3月23日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.20



目次

《改正情報》	
配当等の支払調書のレイアウト変更に対応	2
利子等の支払調書のレイアウト変更に対応	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	3

《改正情報》

● 配当等の支払調書のレイアウト変更に対応

令和2年分より、配当等の支払調書のレイアウトが変更されます。

当システムでは、[支払調書2]-[配当等]-[配当等の支払調書]メニューで、「通知外国税相当額」を入力・印刷できるようになりました。なお、電子申告することもできます。

※「通知外国税相当額」を入力しても「源泉徴収税額」には反映されませんので、「源泉徴収税額」を修正してください。

上記に伴い、汎用データの配当等データに項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
通知外国税相当額	PDID009	10	数字	項目の新規追加

● 利子等の支払調書のレイアウト変更に対応

令和2年分より、利子等の支払調書のレイアウトが変更されます。

当システムでは、[支払調書2]-[利子等]-[利子等の支払調書]メニューで、「通知外国税相当額」「通知所得税相当額」を入力・印刷できるようになりました。なお、電子申告することもできます。

※「通知外国税相当額」「通知所得税相当額」を入力しても「源泉徴収税額」には反映されませんので、「源泉徴収税額」を修正してください。

上記に伴い、汎用データの利子等データに項目が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
通知外国税相当額	PIND010	10	数字	項目の新規追加
通知所得税相当額	PIND011	10	数字	

《改正情報》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2019年12月27日時点
銀行支店辞書	2020年1月6日時点
市町村辞書	2020年1月6日時点
電子申告辞書	2020年1月6日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.19



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

《改正情報》	
令和2年分 扶養控除等（異動）申告書の新様式に対応	2
支払調書や源泉徴収票の令和対応	2
e L T A X（地方税電子申告）のリニューアルに対応	3
《機能追加》	
 年末調整データの入力方法を改善	3
搭載辞書を更新	5

《改正情報》

● 令和2年分 扶養控除等（異動）申告書の新様式に対応

令和2年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」は、新様式に変更されます。

当システムでは、[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニューで新様式に対応した令和2年分の「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を出力できるようになりました。

※2019年分の扶養控除等（異動）申告書のタイトルは、国税庁の様式にあわせて「平成31年（2019年）分」と印字されます。「令和1年分」に訂正する必要はありません。

令和2年からの源泉控除対象配偶者と同一生計配偶者の所得の見積額の要件が変更されます。



「単身児童扶養者」欄が追加されます。

※児童扶養手当の支給を受けている場合に記載します。

※扶養控除等（異動）申告書に記載欄は印字されますが、当システムに単身児童扶養者について入力する箇所はありません。

令和2年分の源泉徴収票の記載内容が公開され次第、対応する予定です。

● 支払調書や源泉徴収票の令和対応

省庁から新元号に対応した様式が発表されたことに伴い、支払調書や源泉徴収票が「令和」で印字されるようになりました。

《 関連メニュー 》

- ・ [年末調整]-[控除申告書]メニューの各申告書メニュー
- ・ [年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニュー
- ・ [年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニュー
- ・ [支払調書1]メニューの各メニュー
- ・ [支払調書2]メニューの各メニュー

注 意

以下の帳票は、国税庁の様式にあわせて「平成31年（2019年）分」と印字されます。

「令和1年分」に訂正する必要はありません。

○2019年分の扶養控除等（異動）申告書（[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー）

○源泉徴収簿（[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニュー）

● e L T A X（地方税電子申告）のリニューアルに対応

電子申告関連のメニュー名を変更

e L T A Xの「基本情報ファイル」の名称が、「利用者情報ファイル」に変更されました。
これに伴い、以下のようにメニュー名が変更されますが、操作方法に変更はありません。

変更前	変更後
[導入処理]-[電子申告情報変更]-[住民税基本情報ファイル出力]メニュー	[導入処理]-[電子申告情報変更]-[住民税利用者情報ファイル出力]メニュー

通知を受けるメールアドレスを追加

複数人でメールアドレスを共有していた場合は、今後はそれぞれのメールアドレスで受け取ることができます。

※届く通知の種類は、今までと同様です。

◀ 関連メニュー ▶

[導入処理]-[電子申告情報変更]-[納税者情報変更]メニュー

給与支払報告書（個人別明細書）を2,000件まで電子申告可能

今までは、1つの提出先に電子申告できる給与支払報告書（個人別明細書）の件数は1,000件でした。
リニューアルに伴い2,000件まで電子申告できるようになりました。

◀ 関連メニュー ▶

[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ送信（作成）]メニュー

◀ 改正情報 ▶



● 年末調整データの入力方法を改善

給与賞与データをもとに本人の合計所得見積額を自動計算可能

年末調整処理年が「平成30年（2018年）」の年末調整では、[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページの本人の合計所得見積額欄に金額を入力していました。

「令和1年（2019年）」の年末調整では、給与賞与データをもとに集計するように変更されました。

入力する必要がないため、[所得控除等]ページの本人の合計所得見積額欄は削除されました。

また、「配偶者の合計所得見積額」の項目名が、「配偶者合計所得」に変更されました。

なお、給与所得以外の所得がある場合は、後述**給与所得以外の所得の入力欄が追加**をご参照ください。

※[年末調整]-[控除申告書]-[配偶者控除等申告書]メニューでは、平成30年（2018年）と同様に本人の合計所得見積額を入力することができます。ただし、年末調整処理の際の配偶者控除額または配偶者特別控除額の計算では使用されません。年末調整処理には、[配偶者控除等申告書]メニューの配偶者の合計所得見積額だけが連動します。

配偶者控除等申告書の提出欄が追加

[年末調整処理]メニューの[所得控除等]ページに、配偶者控除等申告書の提出欄が追加されました。

配偶者控除等申告書の提出があれば「1：あり」を、提出がなければ「0：なし」を選択します。

「0：なし」の場合は、配偶者控除額または配偶者特別控除額は計算されません。

変更前（平成30年（2018年）の場合）

所得控除等	税額控除	中途入社	家族・所得税
【保険料控除情報】		【配偶者控除等情報】	
一般生命保険料	新		合計所得見積額 本人
	旧		配偶者
介護医療保険料			老人控除対象配偶者
個人年金保険料	新		配偶者控除額
	旧		配偶者特別控除額



変更後（令和1年（2019年）の場合）

所得控除等	税額控除	中途入社	家族・所得税
【保険料控除情報】		【配偶者控除等情報】	
一般生命保険料	新		配偶者合計所得
	旧		配偶者控除等申告書の提出
介護医療保険料			老人控除対象配偶者
個人年金保険料	新		配偶者控除額
	旧		配偶者特別控除額

※年末調整処理年が「平成30年（2018年）」の場合は、変更前の入力方法になります。

給与所得以外の所得の入力欄が追加

[年末調整]-[給料等調整入力]-[給料等調整入力]メニューに、給与所得以外の所得欄が追加されました。
「給与所得者の配偶者控除等申告書」のあなたの合計所得金額（見積額）欄に、給与所得以外の所得が複数ある場合は、合計した金額を入力します。

調 整			
【給料・賞与等調整情報】			
	給料・手当等	賞与等	その他
総支給額			
非課税額			
課税支給額			
社会保険料			
うち小規模共済出金			
所得税			
【合計所得の見積額情報】			
給与所得以外の所得			

汎用データの項目が追加・変更

上記に伴い、汎用データの給料等調整データと年末調整データに項目が追加・変更されています。

【給料等調整データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【合計所得の見積額情報】				
給与所得以外の所得	YSAH019	9	数字	項目の新規追加

【年末調整データ】

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【配偶者控除等情報】				
本人の合計所得見積額	YIIM003	9	数字	平成30年（2018年）以外は受入不可
配偶者合計所得	YIIM001	9	数字	項目名が「配偶者の合計所得見積額」から「配偶者合計所得」へ変更
配偶者控除等申告書の提出	YIIM006	1	数字	0：なし 1：あり

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2019年8月30日時点
銀行支店辞書	2019年9月2日時点
市町村辞書	2019年5月31日時点
電子申告辞書	2019年9月17日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.17



目次

《改正情報》	
新元号(改元)に対応	2
《機能追加》	
搭載辞書を更新	2

《改正情報》

● 新元号(改元)に対応

処理年が新元号の1年と表示されます。

○日付の入力では、暦表示が和暦の場合に、元号「明治」～「平成」に新元号が追加されます。

○画面表示や印刷、転送・汎用データ作成では、暦表示が和暦の場合に改元日以後は新元号で出力されます。

○汎用データ受入では、「日付」項目の書式が和暦形式の場合に、改元日以後は新元号の日付で受け入れできます。

※なお、改元日以後に「平成」の日付のままでも受け入れできます。

例)「平成31年5月」は「新元号1年5月(2019年5月)」として受入

《改正情報》

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	2019年2月28日時点
銀行支店辞書	2019年4月1日時点
市町村辞書	2019年2月28日時点
電子申告辞書	2019年3月11日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.16



目次

搭載辞書を更新

2

● **搭載辞書を更新**

郵便番号辞書	2019年 1 月31日時点
銀行支店辞書	2019年 2 月 6 日時点
市町村辞書	2019年 1 月31日時点
電子申告辞書	2019年 1 月 4 日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.15



目次

《改正情報》	
「給与所得者の配偶者控除等申告書」に対応	2
「給与所得者の保険料控除申告書」の新しい様式に対応	3
配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正に対応	4
源泉徴収票の新しい様式に対応	7
源泉徴収簿の奉行サプライが追加	8
配偶者控除等申告書データをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合＞	9
《機能追加》	
搭載辞書を更新	9

注 意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

《改正情報》-----

● 「給与所得者の配偶者控除等申告書」に対応

「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」の兼用様式が廃止され、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」になりました。

当システムでは、[年末調整]-[控除申告書]-[配偶者控除等申告書]メニューが追加され、「給与所得者の配偶者控除等申告書」を作成できるようになりました。

配偶者控除等申告書

平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

会社情報: 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

給与所得者の氏名: 山田 一郎

配偶者の氏名: 山田 一郎

あなたの今年の所得: 8,825,000 円

配偶者の今年の所得: 0 円

配偶者の住所: 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号

生年月日: 昭和42年 5月 9日

配偶者控除の額: 380,000 円

配偶者特別控除の額: 0 円

※処理年が平成29年以前の場合は、上記メニューは起動できません。

※「給与所得者の配偶者控除等申告書」には、配偶者控除または配偶者特別控除の適用を受ける配偶者の個人番号が必要です。これに伴い、今まで[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括入力[社員]]メニューでは源泉控除対象配偶者が集計されていましたが、今回からすべての配偶者（[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの配偶者の有無が「1：配偶者あり」の場合）が集計されるようになりました。

今まで個人番号が必要なかった配偶者の個人番号も登録できます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・[年末調整]-[控除申告書]-[配偶者控除等申告書]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニュー
(『年末調整申告書クラウド』をお使いの場合)

● 「給与所得者の保険料控除申告書」の新しい様式に対応

「給与所得者の保険料控除申告書 兼 給与所得者の配偶者特別控除申告書」の兼用様式が廃止され、「給与所得者の保険料控除申告書」と「給与所得者の配偶者控除等申告書」になりました。

当システムでは、[保険料控除等申告書]メニューのメニュー名が[年末調整]-[控除申告書]-[保険料控除申告書]メニューに変更されました。

上記メニューで、新しい様式の「給与所得者の保険料控除申告書」を作成できるようになりました。

※処理年が平成30年以降の場合は、[保険料控除申告書]画面に[配偶者特別控除]ページは表示されません。

● 配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正に対応

平成30年の年末調整で、「配偶者控除」および「配偶者特別控除」の控除額が、以下のように変更されます。

【配偶者控除額および配偶者特別控除額の一覧表】

		給与所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の給与所得者の給与等の収入金額)		
		900万円以下 (1,120万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,120万円超 1,170万円以下)	900万円超 1,000万円以下 (1,170万円超 1,220万円以下)
配偶者控除	配偶者の合計所得 38万円以下 (給与所得だけの場合の配偶者の 給与等の収入金額は103万円以下)	38万円	26万円	13万円
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円
配偶者特別控除 (給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額)	配偶者の合計所得金額 38万円超 85万円以下 (103万円超 ~ 150万円以下)	38万円	26万円	13万円
	85万円超 90万円以下 (150万円超 ~ 155万円以下)	36万円	24万円	12万円
	90万円超 95万円以下 (155万円超 ~ 160万円以下)	31万円	21万円	11万円
	95万円超 100万円以下 (160万円超 ~ 166万7,999円以下)	26万円	18万円	9万円
	100万円超 105万円以下 (166万7,999円超 ~ 175万1,999円以下)	21万円	14万円	7万円
	105万円超 110万円以下 (175万1,999円超 ~ 183万1,999円以下)	16万円	11万円	6万円
	110万円超 115万円以下 (183万1,999円超 ~ 190万3,999円以下)	11万円	8万円	4万円
	115万円超 120万円以下 (190万3,999円超 ~ 197万1,999円以下)	6万円	4万円	2万円
	120万円超 123万円以下 (197万1,999円超 ~ 201万5,999円以下)	3万円	2万円	1万円
	123万円超 (201万5,999円超)	0円	0円	0円

※ 以下の場合、配偶者控除および配偶者特別控除の適用を受けることはできません。

- ・ 社員の合計所得金額の見積額が1,000万円（給与所得だけの場合は給与の収入金額が1,220万円）を超える場合
- ・ 配偶者の合計所得金額の見積額が123万円（給与所得だけの場合は給与の収入金額が2,015,999円）を超える場合

これに伴い、当システムでは以下のように変更されました。

【年末調整処理】メニューの変更点

【[所得控除等]ページに入力項目が追加】

【所得控除等】ページに、【配偶者控除等情報】が追加されました。

【年末調整】-【控除申告書】-【配偶者控除等申告書】メニューで登録した内容については、【配偶者控除等情報】に表示されます。

【[税額控除]ページが追加】

【税額控除】ページが追加されました。

今まで【所得控除等】ページにあった【税額控除情報】の入力欄が、【税額控除】ページに移動しました。

※処理年が平成29年以前であっても、【税額控除情報】は【税額控除】ページに表示されます。

【配偶者の扶養区分と配偶者区分を【社員情報登録】メニューと同様に表示】

【家族・所得税】ページの配偶者の扶養区分と配偶者区分の選択肢が、【社員情報登録】メニューの【家族・所得税】ページと同様の選択肢（「0：控除対象外」「1：源泉控除配偶」）に変更されました。

※年末調整の配偶者控除額または配偶者特別控除額の計算には影響ありません。

その他の変更点

【年末調整に関する項目名が変更】

今まで、年末調整一覧表などの管理資料では、配偶者控除額は「配偶扶養基礎控除額」に、配偶者特別控除額は「配偶者特別控除額」に集計されていました。

今回から、配偶者控除額と配偶者特別控除額は「配偶者（特別）控除額」に集計されます。

また、「配偶扶養基礎控除額」の項目名は、「扶養基礎控除額」に変更されます。

区 分	金 額	税 額
給料・手当等	4,303,617	56,340
賞 与 等	821,500	42,687
中途調整収入	0	0
計	5,125,117	99,027
<給与所得控除額>	3,550,200	配偶者合計所得
社会保 給付控除分	768,093	1,200,000
険料等 申告控除分	0	旧長期損害保険料
控除額 小規模共済掛金	0	0
生命保険料控除額	50,000	小規模共済掛金
地震保険料控除額	15,000	0
配偶者（特別）控除額	60,000	国民年金保険料
扶養基礎控除額	2,220,000	0
<所得控除合計額>	3,113,093	
<課税給与所得>	446,000	
《算出所得税額》		22,300
住宅借入金等控除額		0
<年課所得税額>		22,300
<年 課 年 税 額>		22,700
《差引過不足額》		-76,327
超過額 給与徴収税額に充当する金額		6,300
未徴収税額に充当する金額		0
差引還付する金額		70,027
の精算 同上の 本年中に還付する金額		70,027
うち 翌年に還付する金額		0
不足額 本年最後の給与から徴収する金額		0
の精算 翌年に繰り越して徴収する金額		0

※[年末調整処理]画面の[人的控除額内訳表示]画面からも、配偶者控除欄はなくなります。

【汎用データの年末調整データに項目が追加・変更】

汎用データの年末調整データの項目が、以下のように追加・変更されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【配偶者控除等情報】				
本人の合計所得見積額	YIIM003	9	数字	
配偶者の合計所得見積額	YIIM001	9	数字	項目の名称変更 （「配偶者合計所得」から「配偶者の合計所得見積額」へ変更）
老人控除対象配偶者	YIIM004	1	数字	0：対象外 1：対象
配偶者控除額	YIIM005	9	数字	
【家族情報】				
扶養区分	EFMM020	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶
【所得税情報】				
配偶者区分	ESUP015	1	数字	0：控除対象外 1：源泉控除配偶
【計算結果情報】				
配偶者（特別）控除額	—	—	—	項目の名称変更 （「配偶者特別控除額」から「配偶者（特別）控除額」へ変更） ※受入不可
扶養基礎控除額	YCRI009	—	—	項目の名称変更 （「配偶扶養基礎控除額」から「扶養基礎控除額」へ変更）

- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整処理]メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整処理]-[年末調整一括処理]メニュー
- ・[年末調整]-[源泉徴収簿]メニューの各メニュー
- ・[年末調整]-[年末調整一覧表]メニューの各メニュー
- ・[電子申告]-[給与支払報告書]-[PCdesk用CSV取込データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[年末調整データ作成]-[年末調整データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニュー
- ・[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[法定調書奉行→給与奉行データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[奉行連動データ受入]-[給与奉行→法定調書奉行データ受入]メニュー
- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー

平成30年分以後の給与所得の源泉徴収票については、配偶者控除および配偶者特別控除の見直しにより、項目名・記載内容が変更されました。

これに伴い、当システムの[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票]メニューの様式が、以下のように変更されました。

※これに伴い、奉行サプライ【6109】単票源泉徴収票および【6009】源泉徴収票も変更されました。平成30年分の源泉徴収票を印刷する場合は、新しい様式に対応した奉行サプライに印刷してください。

2018 年分給与所得に対する源泉徴収簿											
DBC商事株式会社											
支払者 法人番号	支払者名称			支払者住所		支払者代表者		支払者税務上の住所			
	法人番号	名称	住所	代表者	代表者住所	代表者氏名	代表者住所	法人番号	名称	住所	代表者住所
301	100000	山田 一樹	〒193-0032 東京都東武野田駅南口1-13-8 （イ・ロイヤルパークマンション）805								
受取人 法人番号	受取人名称			受取人住所		受取人代表者		受取人税務上の住所			
	法人番号	名称	住所	代表者	代表者住所	代表者氏名	代表者住所	法人番号	名称	住所	代表者住所
1	30	374,805	10,300	984,743	53,199	211,534	4	2,585	26,500	252,424	
2	23	263,550	10,330	240,800	53,131	261,959	4	1,570	26,800	374,949	
3	12	364,729	10,350	294,486	53,100	331,236	4	2,120	26,900	511,176	
4	03	373,550	10,380	361,500	53,100	338,740	4	2,380	26,900	286,780	
5	20	366,280	10,390	336,000	53,103	332,937	4	2,510	26,900	284,277	
6	20	366,972	9,950	279,732	53,122	322,051	4	2,510	26,900	301,801	
7	13	366,200	10,330	296,600	53,103	332,937	4	2,610	26,900	334,277	
8	14	366,200	10,350	296,600	53,103	332,937	4	2,610	26,900	334,277	
9	20	370,941	10,390	338,747	53,174	338,773	4	2,130	26,900	287,943	
10	13	366,400	10,400	336,000	53,103	332,937	4	2,510	26,900	284,427	
11	21	407,892	10,400	387,443	53,190	344,181	4	3,730	26,900	324,962	
12	20	279,190	10,330	299,000	53,901	216,609	4	45,000	26,900	246,200	
計		6,405,141	122,800	6,262,101	627,984	3,444,317		25,836	272,800	5,465,113	
1	12	593,200	0	593,200	63,627	610,323	4	16,430		606,860	
2	10	593,200	0	593,200	63,627	610,323	4	16,430		606,860	
計		1,186,400	0	1,186,400	126,254	1,220,646		32,860		1,213,720	
計		5,597,861	122,800	5,468,691	604,038	3,464,762		58,696	272,800	6,678,833	
源泉徴収税額											
支払者				受取人				中間 支払者			
支払者	支払額	支払率	支払額	受取人	支払額	支払率	支払額	支払者	支払額	支払率	支払額
計	4,284,355	25,970	1,186,300	25,836				計	4,284,355	25,970	1,186,300
1	5,408,861	93,836						1	5,408,861	93,836	
2	4,614,100	76,900						2	4,614,100	76,900	
3	4,614,100	76,900						3	4,614,100	76,900	
4	4,614,100	76,900						4	4,614,100	76,900	
5	4,614,100	76,900						5	4,614,100	76,900	
6	4,614,100	76,900						6	4,614,100	76,900	
7	4,614,100	76,900						7	4,614,100	76,900	
8	4,614,100	76,900						8	4,614,100	76,9	

平成30年分を旧様式の奉行サプライに印刷した場合は、項目名が以下のように印字されます。

扶 養 控 除 者	課税区分		甲欄	年末調整方法	早給年額
	本人	一般	障害者	除除対象扶養親族	一般扶養親族
配偶者	特別	一般	障害者	特定扶養親族	2
	特別	障害者	除除対象扶養親族	同居老親等	
子	特別	障害者	除除対象扶養親族		
	特別	障害者	除除対象扶養親族		
孫	特別	障害者	除除対象扶養親族		
	特別	障害者	除除対象扶養親族		
親類縁者	特別	障害者	除除対象扶養親族		
	特別	障害者	除除対象扶養親族		
源泉控除対象配偶者	一般	配偶者	源泉控除対象配偶者	一般障害者	
	特別	配偶者	源泉控除対象配偶者	特別障害者	
区 分				金 額	税 額
年 間	給料・手当等			4,303,617	56,340
	賞与調整等			821,500	42,687
	計			5,125,117	99,027
	給与所得控除後の給与等の金額			3,559,200	配偶者の合計所得金額
	社会保険料等			768,093	980,000 (円)
末 年	給付等による社会保険料の控除分				配属者共済保険料支払額
	申告による社会保険料の控除分				(円)
	申告による小規模企業共済等掛金の控除分				小規模企業共済等掛金の金額
	生命保険料の控除額				(円)
	地震保険料の控除額				(円)
配属者(特別)控除額			260,000	国民年金保険料等の金額	
所得控除・社会保険料等の控除後の合計額			2,220,000	(円)	
所得控除・社会保険料等の控除後の合計額			3,248,093		

- 『年末調整申告書クラウド』で提出された平成30年の年末調整申告書データ（平成30年から改正された「配偶者控除等申告書」含む）を、[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニューからダウンロードできるようになりました。

● **搭載辞書の更新**

9 / 9

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.13



目次

各種サービスの名称を変更 ＜『OBCマイナンバーサービス』 『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	2
搭載辞書を更新	2

● 各種サービスの名称が変更

＜『OBCマイナンバーサービス』『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

「OMSS+ 業務サービス」の各サービスの名称について、以下のように業務プロセスプラットフォーム「奉行クラウドEdge」の名称に変更されます。

変更前	変更後
OMSS+ OBCマイナンバーサービス	奉行Edge マイナンバークラウド
OMSS+ 年末調整申告書サービス	奉行Edge 年末調整申告書クラウド

なお、名称が変更されても、そのままお使いいただけます。

特別な作業（連携設定のやり直しなど）は必要ありません。（メニュー名だけ変更されています。）

変更前	変更後
[導入処理]-[運用設定]-[OBCマイナンバーサービス運用設定]メニュー	[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバークラウド運用設定]メニュー
[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定[社員]]メニュー	[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[マイナンバークラウド利用者設定[社員]]メニュー
[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[OBCマイナンバーサービス連携[社員]]メニュー	[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[マイナンバークラウド連携[社員]]メニュー
[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定[受給者]]メニュー	[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[マイナンバークラウド利用者設定[受給者]]メニュー
[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[OBCマイナンバーサービス連携[受給者]]メニュー	[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[マイナンバークラウド連携[受給者]]メニュー
[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書サービス連携設定]メニュー	[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書クラウド連携設定]メニュー
[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニュー	[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウド利用者設定]メニュー
[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービスデータダウンロード]メニュー	[年末調整]-[年末調整申告書クラウド連携]-[年末調整申告書クラウドデータダウンロード]メニュー

● 搭載辞書の更新

郵便番号辞書	平成30年3月30日時点
銀行支店辞書	平成30年4月2日時点
市町村辞書	平成30年1月31日時点
電子申告辞書	平成30年3月19日時点

※今回のプログラムには、平成30年3月26日に公開された更新プログラムの「平成30年中退職社員の源泉徴収票の出力対応」も含まれています。

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.12



《改正情報》	
配偶者の個人番号収集対象となる判定に障害者区分を追加	2
《機能追加》	
地方税メッセージボックス確認に、[削除] ボタンを追加	2
搭載辞書を更新	2

《改正情報》

● 配偶者の個人番号収集対象となる判定に障害者区分を追加

平成30年以降の「扶養控除等（異動）申告書」の「C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生」欄の「左記の内容」に、源泉控除対象配偶者に該当しない場合でも障害者に該当する配偶者については、個人番号を記載することとなりました。

これに伴い、扶養区分が「0：控除対象外」かつ、障害者区分が「1：一般障害者」または「2：特別障害者」の配偶者は、個人番号の収集対象者として判定されるようになりました。

※扶養区分と障害者区分は、[社員情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで設定します。

《関連メニュー》

- ・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定[社員]]メニュー
- ・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括入力[社員]]メニュー
- ・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ作成[社員]]メニュー
- ・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ受入[社員]]メニュー
- ・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括削除[社員]]メニュー

《機能追加》

● 地方税メッセージボックス確認に、[削除] ボタンを追加

地方税ポータルシステム（eLTAX）で、個人情報保護の観点より、メッセージボックスに保存されているメッセージを削除できる機能が追加されました。

※eLTAXの利用者IDを複数名で利用している場合に、他の利用者に確認させたくないメッセージを削除できるようになりました。

これに伴い、当システムの[電子申告]-[給与支払報告書]-[地方税メッセージボックス確認]メニューにも  が追加され、メッセージボックスに保存されているメッセージを削除できるようになりました。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成29年10月31日時点
銀行支店辞書	平成29年11月 1日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点
電子申告辞書	平成30年 1月 4日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.11



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

《改正情報》	
平成30年分以降の配偶者の扶養親族等の数の算定方法の変更に対応	2
平成30年分 扶養控除等異動申告書レイアウトに対応	3
《機能追加》	
 不動産の支払調書を10枚まで登録可能	3
報酬の社員を受給者として登録する際に、主な報酬区分を一括変更可能	4
『年末調整申告書サービス』と連携する項目に死亡年月日が追加 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	4
奉行連動データ作成の作成形式を変更	4
搭載辞書を更新	4

《改正情報》

● 平成30年分以降の配偶者の扶養親族等の数の算定方法の変更に対応

平成29年度の税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の取扱いが変更されました。これに伴い、平成30年1月以降の給与等の支払における配偶者の扶養親族等の数の算定方法が変更されています。

平成30年1月以降の給与等の支払で扶養親族等の数を算定するにあたり、配偶者が「源泉控除対象配偶者に該当する場合」は、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。また、「同一生計配偶者が障害者に該当する場合」は、扶養親族等の数に1人を加えて計算することとされました。

※配偶者の扶養親族等の数の算定方法は変更されますが、「給与所得の源泉徴収税額表」自体は、平成29年分から変更はありません（税額は改正されていません）。

当システムでは、平成30年より[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【家族情報】欄の配偶者の扶養区分と、【扶養人数情報】の配偶者区分の選択肢が以下のように変わります。

基本		家族・所得税		中途・市町村	
【家族情報】					
No.	フリガナ	性別	生年月日	配偶者の有無	配偶者あり
	氏名	続柄	同居区分	扶養区分	障害者区分
配偶者	アノ	1 女性	1986年 5月 3日	1 源泉控除配偶	0 対象外
	洋子	01 妻	1 同居		
1	ヒロシ	0 男性	1985年 6月 30日	年 月 日	0 居住者
	洋朗	01 子	1 同居	1 一般扶養	0 対象外
2	ソウ	0 男性	1980年 1月 11日	年 月 日	0 居住者
	伸介	01 子	1 同居	2 特定扶養	0 対象外
3	サトシ	1 女性	1981年 3月 29日	年 月 日	0 居住者
	大原とし	03 母	1 同居	4 老親等	0 対象外
4		0 男性	年 月 日	年 月 日	0 居住者
		00	0 対象外	0 控除対象外	0 対象外
【本人区分情報】					
	基礎(未)区分	0	対象外		
	障害者区分	0	対象外		
	新労務区分	0	対象外		
	未成年者区分	0	対象外		
	災害者区分	0	対象外		
	外国入区分	0	対象外		
	居住者区分	0	居住者		
【扶養人数情報】					
	配偶者区分	1	源泉控除配偶		
	一般扶養親族	1 名	一般障害者	0 名	
	特定扶養親族	1 名	特別障害者	0 名	

<平成29年>	<平成30年>
【家族情報】 配偶者の扶養区分 および 【扶養人数情報】 配偶者区分 「0: 控除対象外」 「1: 一般配偶」 「2: 老人配偶」	【家族情報】 配偶者の扶養区分 および 【扶養人数情報】 配偶者区分 「0: 控除対象外」 「1: 源泉控除配偶」

また、汎用データの社員情報データに、平成30年以降用の配偶者の扶養区分の受入記号が追加されます。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
配偶者				
扶養区分	EFMM020	1	数字	0: 控除対象外 1: 源泉控除配偶
【扶養人数情報】				
配偶者区分	ESUP015	1	数字	0: 控除対象外 1: 源泉控除配偶

※平成29年以前の場合は、配偶者の扶養区分の受入記号に変更ありません。

平成30年に年度更新を実行すると、[社員情報データ受入]メニューで平成29年以前の配偶者の扶養区分を受け入れることはできません。

注 意

今回のプログラムでは、平成30年分の年末調整における「配偶者控除および配偶者特別控除の控除額の改正」には対応しておりません。したがって、平成30年に年次更新を実行した後で、平成30年中の退職者の年末調整計算を行うことはできません。

《 関連メニュー 》

- ・[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報一括登録]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ作成]-[社員情報データ作成]-[社員情報データ作成]メニュー
- ・[随時処理]-[汎用データ受入]-[社員情報データ受入]-[社員情報データ受入]メニュー

● 平成30年分 扶養控除等異動申告書レイアウトに対応

平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書のレイアウトに対応しました。

平成30年分より、「控除対象配偶者」が「源泉控除対象配偶者」に変更されます。

平成30年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書										
新給税務番号等	給税の支払者の名称（氏名）	〇 B C 商事株式会社（PR）	（フリガナ）	山田 一郎	あなたの住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1	あなたの生年月日	昭和30年 9 月 21 日	あなたの職業	専業主婦
新給税務番号	給税の支払者の住所（法人の場合は）	東京都千代田区千代田 6-7-8 第1号 住友不動産千代田ビル	あなたの住所	山田 一郎	あなたの生年月日	昭和30年 9 月 21 日	あなたの職業	専業主婦	あなたの扶養家族	本人
新給税務番号	給税の支払者の住所（法人の場合は）	東京都千代田区千代田 6-7-8 第1号 住友不動産千代田ビル	あなたの住所	山田 一郎	あなたの生年月日	昭和30年 9 月 21 日	あなたの職業	専業主婦	あなたの扶養家族	本人
区分等	氏 名	生 年 月 日	扶 養 区 分	扶 養 額	扶 養 額	扶 養 額	扶 養 額	扶 養 額	扶 養 額	扶 養 額
A 源泉控除対象配偶者（注1）	山田 一郎	昭和30年 9 月 21 日	1	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
B 扶養対象者（注2）	山田 一郎	昭和30年 9 月 21 日	2	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
C 扶養対象者（注3）	山田 一郎	昭和30年 9 月 21 日	3	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
D 扶養対象者（注4）	山田 一郎	昭和30年 9 月 21 日	4	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
源泉控除対象配偶者（注1）	山田 一郎	昭和30年 9 月 21 日	1	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
扶養対象者（注2）	山田 一郎	昭和30年 9 月 21 日	2	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
扶養対象者（注3）	山田 一郎	昭和30年 9 月 21 日	3	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
扶養対象者（注4）	山田 一郎	昭和30年 9 月 21 日	4	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
源泉控除対象配偶者（注1）	山田 一郎	昭和30年 9 月 21 日	1	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
扶養対象者（注2）	山田 一郎	昭和30年 9 月 21 日	2	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
扶養対象者（注3）	山田 一郎	昭和30年 9 月 21 日	3	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円
扶養対象者（注4）	山田 一郎	昭和30年 9 月 21 日	4	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円	100,000円

《 関連メニュー 》

[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー

《機能追加》



● 不動産の支払調書を10枚まで登録可能

[支払調書1]-[不動産の使用料等の支払調書]メニュー、[不動産等の譲受けの対価の支払調書]メニュー、および[不動産のあっせん手数料の支払調書]メニューでは、それぞれ支払調書を2枚までしか登録できませんでしたが、今回より10枚まで登録できるようになりました。

《 関連メニュー 》

- ・[支払調書1]-[不動産の使用料等の支払調書]メニュー
- ・[支払調書1]-[不動産等の譲受けの対価の支払調書]メニュー
- ・[支払調書1]-[不動産のあっせん手数料の支払調書]メニュー

● 報酬の社員を受給者として登録する際に、主な報酬区分を一括変更可能

[随時処理]-[受給者連動]-[受給者連動[報酬等]]メニューで、報酬の社員を受給者として登録する際に、主な報酬区分を指定して一括変更できるようになりました。

[受給者連動[報酬等]]画面で、主な報酬区分にカーソルをあわせると「一括変更」が表示されます。「一括変更」を押して、[受給者連動[報酬等] - 一括変更]画面で主な報酬区分を選択し、[OK] ボタンをクリックすると、主な報酬区分が「000：空欄」の受給者に選択した報酬区分が反映されます。



※すでに主な報酬区分が入っている場合は、一括変更の対象となりません。

● 『年末調整申告書サービス』と連携する項目に死亡年月日が追加 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューで『年末調整申告書サービス』に連携する項目として、「死亡年月日」が追加されました。

これに伴い、年の途中で扶養親族が死亡した場合に、翌年用の扶養控除等異動申告書に死亡した扶養親族が含まれなくなります。

※[年末調整申告書サービス利用者設定 - 条件設定]画面の[基本設定]ページの設定内容に「利用者情報の更新」を選択して家族情報を更新すると、死亡年月日も更新されます。

● 奉行連動データ作成の作成形式を変更

[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[法定調書奉行→給与奉行データ作成]メニューで作成する連動データの作成形式が、「Shift-JIS」形式から「Unicode (UTF-8)」形式に変更されました。

これに伴い、Ver. 3.11で作成した連動データは、Ver. 3.10以前のプログラムで受け入れられなくなりました。Ver. 3.11で作成した連動データ受け入れる場合は、『給与奉行』もVer. 3.11をセットアップしてから、連動データ受入を行ってください。

※Ver. 3.10以前のプログラムで作成した連動データについては、Ver. 3.11のプログラムで受け入れることは可能です。

《 関連メニュー 》

- ・ [随時処理]-[奉行連動データ作成]-[法定調書奉行→給与奉行データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[奉行連動データ作成]-[給与奉行→法定調書奉行データ受入]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成29年9月29日時点
銀行支店辞書	平成29年10月4日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点
電子申告辞書	平成29年9月19日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.09



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	離婚した場合など、過去の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力可能	2
	既存の利用者情報との関連付けの際の設定状況の表示を改善 <『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合> <『年末調整申告書サービス』をお使いの場合>	2
	別データ領域と関連付いている利用者情報を一括で解除可能 <『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合> <『年末調整申告書サービス』をお使いの場合>	3
	『OBCマイナンバーサービス』と連携する項目に居住者区分が追加 <『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合>	3
	地方税電子申告の際に、会社情報に差異がないかのチェックを追加	3
	法人番号に13桁未満の番号も入力可能	4
	搭載辞書を更新	4



● 離婚した場合など、過去の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力可能

今までは、離婚に伴って社員情報から家族情報を削除すると個人番号データも削除されるため、離婚前の年末調整時の源泉徴収票に当時の扶養家族の個人番号を出力することはできませんでした。

今回から、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで **配偶者削除** や **行削除** を押して過去の年末調整に含まれていた扶養家族を削除しても、個人番号は削除されません。したがって、当時の源泉徴収票に個人番号を出力できるようになりました。

過去の扶養家族については、[個人番号一括入力[社員] - 条件設定]画面の[基本設定]ページで「過去の扶養家族を含めて入力する」にチェックを付けると確認できます。

※過去の年末調整に含まれていない家族情報を削除した場合は、過去の扶養家族にはなりません。今までと同様に、個人番号データと共に削除されます。

※『OBCマイナンバーサービス』に接続して運用している場合で、当システムで社員情報から過去の年末調整に含まれていた扶養家族を削除した場合は、『OBCマイナンバーサービス』の利用者の家族情報が過去配偶者情報・過去扶養家族情報に移行します。また、[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定[社員]]メニューで過去の扶養家族情報を『OBCマイナンバーサービス』の利用者情報に追加や関連付けることができます。

《 関連メニュー 》

- ・[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニュー
- ・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定[社員]]メニュー
- ・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括入力[社員]]メニュー
- ・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[OBCマイナンバーサービス連携]-[個人番号アップロード[社員]]メニュー
- ・[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[OBCマイナンバーサービス連携]-[個人番号ダウンロード[社員]]メニュー
- ・[随時処理]-[奉行連動データ受入]-[給与奉行→法定調書奉行データ受入]メニュー

● 既存の利用者情報との関連付けの際の設定状況の表示を改善

＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

今までは、[OBCマイナンバーサービス利用者設定[社員] - 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容に「既存の利用者情報との関連付け」を選択して画面を表示した場合に、これから関連付ける利用者情報の氏名の右側には何も表示されていませんでした。今回から、氏名の右側に＜未設定＞と表示されるように変更されました。＜未設定＞と表示されることで、関連付けされていない社員や扶養家族がわかりやすくなります。

設定内容		既存の利用者情報との関連付け	
OBCマイナンバーサービス		給与奉行・法定調書奉行・人事奉行	
従業員番号	氏名	社員番号	氏名
100000	山田 一郎	100000	山田 一郎
	花子		花子
	配偶者		
			未設定
			未設定

※『年末調整申告書サービス』をお使いの場合は、[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューになります。

● **別データ領域と関連付いている利用者情報を一括で解除可能**

＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

現在のデータ領域ではなく別データ領域で、『OBCマイナンバーサービス』の利用者情報と関連付けられている社員や扶養家族がいる場合に、一括で関連付けを解除し、再設定できるようになりました。

その場合は、[OBCマイナンバーサービス利用者設定[社員] - 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容に「既存の利用者情報との関連付け」を選択して画面を表示し、

再設定を押します。

別データ領域との関連付けが解除され、現在のデータ領域で利用者情報の関連付けが再設定されます。

※『年末調整申告書サービス』をお使いの場合は、[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービス利用者設定]メニューになります。

● **『OBCマイナンバーサービス』と連携する項目に居住者区分が追加**

＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞

社員本人や家族が非居住者か否かによって個人番号の保管の必要性が異なるため、『OBCマイナンバーサービス』の利用者情報の項目に、「居住者区分（個人番号保管対象）」が追加されました。

これに伴い、当システムの[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定[社員]]メニューで『OBCマイナンバーサービス』に連携する項目として、「居住者区分（個人番号保管対象）」が追加されました。

※[OBCマイナンバーサービス利用者設定[社員] - 条件設定]画面の[基本設定]ページで設定内容に「利用者情報の更新」を選択し、[詳細設定]ページで「居住者区分」や「家族情報」にチェックを付けると、本人や家族の居住者区分を更新することもできます。

● **地方税電子申告の際に、会社情報に差異がないかのチェックを追加**

給与支払報告書申告データを作成する際に、当システムで登録されている[導入処理]-[会社情報登録]メニューと、地方税ポータルシステム（eLTAX）に登録されている納税者情報に差異が無いかをチェックするようになりました。

当システムとeLTAXに差異がある場合は、[会社情報項目チェック]画面が表示され、差異がある項目を確認できます。

給与支払報告書申告データ送信 - 会社情報項目チェック

当システムの「会社情報」とeLTAXの「利用者情報」の登録内容が異なります。
「会社情報」を連動するため、[納税者情報変更]メニューを起動します。

当システムの「会社情報」		eLTAXの「利用者情報」	
法人番号	1000000000000	法人番号	1000000000000
会社名1	OBC商事株式会社	法人名	OBC商事株式会社
郵便番号	1030002	郵便番号	1030002
住所1	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号	所在地	東京都新宿区西新宿6丁目8番1号
住所2	住友不動産新大塚タワー	ビル・マンション名	住友不動産新大塚タワー
電話番号	033421000	電話番号1	033421000
代表者名カナ	田中カシヨウジ	氏名カナ	ヤマダチカズミ
代表者名	田中正造	氏名	山口和夫

OK

[OK] ボタンをクリックすると[納税者情報変更]メニューへジャンプし、eLTAXの納税者情報を変更してから電子申告データを作成するように変更されました。

また、[導入処理]-[電子申告情報変更]-[納税者情報変更]メニューも同様に、[会社情報項目チェック]画面で差異がある項目を確認できるように変更されました。

《 関連メニュー 》

[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ送信]メニュー

※[導入処理]-[運用設定]-[法定調書設定]メニューの[電子申告]ページが「2」の場合は、[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニュー

※ASOS会員のお客様の場合は、[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニュー

● 法人番号に13桁未満の番号も入力可能

[導入処理]-[会社情報登録]メニューの[基本]ページで法人番号 に13桁未満の番号も入力できるようになりました。

法人の会社で、一部、個人事業主として給与支払されている場合に、源泉徴収票や法定調書合計表に、入力した13桁未満の番号で印字できます。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成29年 1 月31日時点
銀行支店辞書	平成29年 2 月 1 日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点
電子申告辞書	平成29年 1 月 4 日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.08



目次

《改正情報》	
平成28年分 電子申告に対応	2
《機能追加》	
P C d e s k で取り込める給与支払報告書データを、CSV形式で作成可能	2
搭載辞書を更新	2

《改正情報》-----

● 平成28年分 電子申告に対応

平成28年分のマイナンバー対応や「源泉徴収票（給与支払報告書）」等のレイアウト変更に伴い、国税電子申告（e-Tax）および地方税電子申告（eLTAX）のレイアウトが変更されています。

これに伴い、当システムの電子申告も対応しました。

また、平成29年1月4日時点の電子申告辞書に更新しています。

《機能追加》-----

● PCdeskで取り込める給与支払報告書データを、CSV形式で作成可能

当システムから電子申告を行わず、PCdeskから電子申告を行う場合に使用する[電子申告]-[給与支払報告書]-[PCdesk用CSV取込データ作成]メニューが追加されました。

PCdeskで取り込める給与支払報告書データを、CSV形式のファイルで作成します。作成したCSV形式のファイルをPCdeskで取り込み、給与支払報告書を作成してください。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成28年10月31日時点
銀行支店辞書	平成28年11月2日時点
市町村辞書	平成28年10月10日時点
電子申告辞書	平成29年1月4日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.06



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	《改正情報》	
	平成28年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応	2
	給与所得控除の上限額の引き下げの改正に対応	3
	源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を表示・印字可能	4
	給与支払報告書（総括表）の新様式に対応	4
	扶養控除等異動申告書の欄外に「提供済みの個人番号と相違ない」旨の印字と個人番号欄の印字方法を追加	4
	平成28年分 保険料控除等申告書 レイアウトに対応	5
	配当等の支払調書と合計表の帳票名を変更	6
	磁気ディスク提出用データの改正レイアウトに対応	6
	《機能追加》	
	源泉徴収票一覧表で個人番号を表示可能	6
	個人番号を一括で削除可能	6
	受給者区分が「0：その他」でも法人番号を登録可能	7
	不動産の使用料等の支払調書で共有持分不明の場合の摘要出力に対応	7
	磁気ディスク提出用データの氏名の出力方法を一部変更	7
	電子申告を行うメニューが1メニューに集約	7
	年末調整申告書サービスデータをダウンロード可能 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	8
	個人番号操作履歴で個人番号の用途が明確に分かるように改善	9
	搭載辞書を更新	9

注 意

機能アップによって新しく追加されたメニューが画面に表示されない場合は、[権限管理]メニューで利用者ごとにメニュー権限を設定してください。

《改正情報》-----

● 平成28年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応

平成28年分給与所得の源泉徴収票については、社会保障・税番号制度の導入に伴い、大幅に項目やレイアウト等が変更されました。

これに伴い、新様式に対応した奉行サプライ[6109]単票源泉徴収票と[6009]源泉徴収票を、ご用意いたしました。

※[6109]単票源泉徴収票の「給与所得の源泉徴収票」は、税務署提出用と受給者交付用で1枚の用紙になっています。

[6109]単票源泉徴収票の「給与支払報告書（個人明細書）」は、市町村提出用2片で1枚の用紙になっています。

源泉徴収票を印刷するか、給与支払報告書を印刷するかは、[源泉徴収票 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで設定できます。

[6009]源泉徴収票は、「給与所得の源泉徴収票」は税務署提出用と受給者交付用、「給与支払報告書（個人明細書）」は市区町村提出用2枚の4枚複写になっています。

[6109]単票源泉徴収票（給与所得の源泉徴収票）

[6109]単票源泉徴収票（給与支払報告書）

※[6109]単票退職者用源泉徴収票に、給与所得の源泉徴収票を印字することもできます。

※過去年の源泉徴収票は、旧様式の奉行サプライ（[4109]単票源泉徴収票、[4009]源泉徴収票）に印刷できます。

参 考

【源泉徴収票 - 印刷条件設定】画面の[基本設定]ページで、「個人番号を印字する」にチェックを付けると、個人番号が印字されます。

※チェックを付けても、源泉徴収票の受給者交付用には個人番号は印字されません。

● 給与所得控除の上限額の引き下げの改正に対応

給与所得控除の上限額が、下表のとおり、平成29年分の所得税から引き下げられることとされました。

	改正前	改正後
	平成28年分の所得税	平成29年分の所得税
上限額が適用される 給与収入	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除の 上限額	230万円	220万円

上記の改正に伴い、平成29年分の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」等が改正されました。

※平成28年以前の年末調整を行う場合は、平成28年以前の税額表で所得税が計算されます。

● 源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を表示・印字可能

平成28年1月1日以後に支払われる通勤手当の1ヵ月の非課税限度額が、10万円から15万円に引き上げられたことに伴い、通勤手当を精算する社員がいる場合は、源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」を印字する必要があります。

当システムでは、[年末調整]-[給料等調整入力]-[給料等調整入力]メニューで **通勤精算** を押し、非課税となる通勤手当を入力すると、[年末調整]-[源泉徴収簿]-[源泉徴収簿]メニューで表示・印字できるようになりました。

区 分	金 額	税 額
給料・手当等	2,896,000	35,310
賞 与 等	0	0
中途調整収入	1,000,000	10,000
計	3,896,000	45,310
<給与所得控除後>	2,576,800	配偶者合計所得
社会保 給付控除分	62,659	0
除料等 申告控除分	0	旧長期損害保険料
控除額 小規模共済掛金	0	0
生命保険料控除額	0	小規模共済掛金
地震保険料控除額	0	0
配偶者特別控除額	0	国民年金保険料
配偶扶養控除額	2,350,000	0
<所得控除合計額>	2,412,659	非課税となる通勤手当
<課税給与所得>	164,000	10,000

● 給与支払報告書（総括表）の新様式に対応

平成29年度給与支払報告書（総括表）については、法人番号欄が追加された新様式に変更されました。

これに伴い、当システムでは、[年末調整]-[給与支払報告書（総括表）]メニューで、新様式に対応した給与支払報告書（総括表）が印刷できるようになりました。

○内訳なしの場合

○内訳ありの場合

※「給与支払報告書（総括表）資料」の印刷レイアウトも、あわせて変更されました。



● 扶養控除等異動申告書の欄外に「提供済みの個人番号と相違ない」旨の印字と個人番号欄の印字方法を追加

[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニューで出力する扶養控除等異動申告書の左上に「個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ありません。」、右端に「既に提供を受けている個人番号については給与支払者において確認済みです。」と印字する設定が追加されました。

また、社員とその家族の個人番号欄の印字について、今までは個人番号を印字するか否かを設定していましたが、今回から、[扶養控除等異動申告書 - 印刷条件設定]画面の[詳細設定]ページに、個人番号の代わりに「*」を印字する設定と、個人番号を記入できないように斜線を引く設定が追加されました。

扶養控除等申告書 - 印刷条件設定

基本設定 詳細設定 プリント設定

印刷情報

☒ 所轄税務署長
☒ 市区町村長
☒ 給与の支払者情報
☒ 本人情報
☒ 主たる給与から控除を受ける控除対象配偶者
☒ 住民税に関する事項

個人番号

☐ 印字する
☐ 個人番号を「*」に換えて印字する
☒ 印字しない 個人番号欄: 空欄

☐ 提供済みの個人番号と相違ない旨を印字する

欄外

☐ 所属コードを印字する
☐ 社員番号を印字する
 フォントサイズ: 7

印刷オプション

「提供済みの個人番号と相違ない旨を印字する」にチェックを付けると、左上に印字されます。

○「個人番号を「*」に換えて印字する」を選択

(フリガナ)	ヤマダ イチロウ
あなたの氏名	山田 一朗
あなたの個人番号	* * * * *

※個人番号が登録されている場合だけ、「*」で印字され、個人番号が登録されていない場合は空欄になります。

○「印字しない」「斜線」を選択した場合

(フリガナ)	ヤマダ イチロウ
あなたの氏名	山田 一朗
あなたの個人番号	

平成28年分

個人番号の記載を省略する場合は以下の欄にチェックしてください。

☐ 個人番号については給与支払者に提供済みの個人番号と相違ありません。

所轄税務署長等 新着	給与の支払者の名称(氏名) OBC商事株式会社
---------------	----------------------------

● 平成28年分 保険料控除等申告書レイアウトに対応

平成28年分 保険料控除等申告書のレイアウトが変更されました。

これに伴い、[保険料控除等申告書]メニューの[配偶者特別控除]ページに、「配偶者の生年月日」「非居住者である配偶者」「生計を一にする事実」が追加されました。

保険料控除等申告書

305 営業部 営業推進課

社員番号	氏名
100001	川谷 しげる <在籍>

生命保険料控除 地震・社会保険料等控除 配偶者特別控除

本年中の合計所得見積額	4,048,800 円
(フリガナ)	加利
配偶者の氏名	香織
配偶者の生年月日	昭和60年 7月 1日
配偶者の住所又は居所	7, Avenue Moche, 75008, Paris, France
非居住者である配偶者	○
生計を一にする事実	1,530,000円
配偶者の合計所得見積額	0 円
配偶者特別控除(参考)	0 円

[社員情報登録]メニューの居住者区分が「1:非居住者」の場合は、「○」が表示されます。

非居住者である場合に、送金金額等を入力します。

また、印刷時には平成28年分の新しいレイアウトで出力され、給与の支払者の法人番号も印字されます。

● 配当等の支払調書と合計表の帳票名を変更

[支払調書]-[配当等]-[配当等の支払調書]メニューで出力する「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」および[支払調書]-[配当等]-[配当等の支払調書合計表]メニューで出力する「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書合計表」の帳票名が変更されました。

これに伴い、[支払調書]-[配当等]メニューで印刷される支払調書と合計表の帳票名が、「配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書」および「配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書合計表」に変更されました。

● 磁気ディスク提出用データの改正レイアウトに対応

源泉徴収票のレイアウト変更や、各支払調書の個人番号や法人番号の記載に伴うレイアウト変更に伴い、磁気ディスク提出用データレイアウトが変更になりました。

これに伴い、当システムでは、[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]メニューで作成する磁気ディスク提出用データも、新しいレイアウトで出力できるようになりました。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー

◀機能追加▶-----



● 源泉徴収票一覧表で個人番号を表示可能

[年末調整]-[源泉徴収票]-[源泉徴収票一覧表]メニューで、社員本人や家族の個人番号を表示することができるようになりました。

表示する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の[集計項目設定]ページで、「個人番号を表示する」にチェックを付けます。その後、社員本人の個人番号を表示するのか、家族の個人番号を表示するのかを設定します。

また、表示する家族情報が増えたため、家族1人につき1行で表示できるようになりました。1人につき1行で表示する場合は、[源泉徴収票一覧表 - 条件設定]画面の[集計項目設定]ページで「配偶者・扶養親族1人につき1行で表示する」にチェックを付けます。

※上記の他に、集計項目に「非居住者である親族の数」が追加されました。

また、住宅控除情報の表示方法も変更されました。今までは、特定取得に該当する場合は居住開始年月日欄に「（特定）」と表示されていました。今回から、区分欄に「（特）」と表示されるようになりました。また、適用数欄が追加され、2以上の住宅控除を受けている場合は「2」、受けていない場合は「1」と表示されるようになりました。



● 個人番号を一括で削除可能

[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括削除[社員]]メニューと[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号一括削除[受給者]]メニューが追加されました。

個人番号の管理が不要となった退職社員や家族、受給者がいる場合に、個人番号を一括で削除できます。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括削除[社員]]メニュー
- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号一括削除[受給者]]メニュー

● 受給者区分が「0：その他」でも法人番号を登録可能

[受給者情報]-[受給者情報登録]-[受給者情報登録[報酬等]]メニューで、今までは受給者区分が「2：法人」の場合だけ法人番号が登録できましたが、今回から「0：その他」の場合でも法人番号が登録できるようになりました。

● 不動産の使用料等の支払調書で共有持分不明の場合の摘要出力に対応

[支払調書1]-[不動産の使用料等の支払調書]メニューで、共有持分不明の場合の摘要出力に対応しました。

これに伴い、[共有者] ボタンが追加され、[不動産の使用料等の支払調書 ー共有持分不明共有者]画面で共有者の受給者番号と人数を登録できるようになりました。

登録した受給者と人数をもとに、摘要欄に「他の共有者の氏名（名称）」「人数」「個人番号または法人番号」が出力されるようになりました。

● 磁気ディスク提出用データの氏名の出力方法を一部変更

磁気ディスク提出用データを出力する際に、氏名にスペースが入っている場合もカットしないようにしました。

◀ 関連メニュー ▶

- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー



● 電子申告を行うメニューが1メニューに集約

今回から、[法定調書設定]メニューの[電子申告]ページに付与署名数（「1」または「2以上」のいずれかを選択）が追加され、電子申告データに複数の署名を付与するかを設定できるようになりました。

通常は電子申告データに対して1つの署名を付与するため、付与署名数は「1」を選択します。複数の署名を付与する場合だけ「2以上」を選択します。

署名付与数が「1」の場合は、電子申告データ作成から送信までを1メニューに集約し、[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニューですべて行えるように変更されました。

※ A S O S 会員のお客様の場合は、署名付与と送信が[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニューに集約されます。

[法定調書申請データ作成]メニューで電子申告データを作成し、[法定調書申請データ送信]メニューで署名を付与して送信します。

署名付与数が「2以上」の場合は、今まで通り、[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ作成]メニューでデータを作成し、[電子申告]-[法定調書]-[法定調書署名付与]メニューで署名を付与し、[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニューで送信します。

※送信後のメッセージボックス確認は、今までと変更ありません。

地方税についても同様に、付与署名数が「1」の場合は、[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ送信]メニューで給与支払報告書申告データの作成から送信まで行うように変更されました。

付与署名数による、メニュー構成は以下です。

▼メニュー構成

＜付与署名数「1」の場合＞

- ・ 国税
[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニュー
- ・ 地方税
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ送信]メニュー

＜付与署名数「2以上」の場合＞

- ・ 国税
[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ作成]メニュー
[電子申告]-[法定調書]-[法定調書署名付与]メニュー
[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニュー
- ・ 地方税
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニュー
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書署名付与]メニュー
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ送信]メニュー

▼ASOS会員のお客様の場合のメニュー構成

＜付与署名数「1」の場合＞

電子署名の付与と送信を1メニューで行います。

- ・ 国税
[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ作成]メニュー
[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニュー
- ・ 地方税
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニュー
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ送信]メニュー

＜付与署名数「2以上」の場合＞

電子申告データの作成、電子署名の付与、送信をそれぞれのメニューで行います。

- ・ 国税
[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ作成]メニュー
[電子申告]-[法定調書]-[法定調書署名付与]メニュー
[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ送信]メニュー
- ・ 地方税
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニュー
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書署名付与]メニュー
[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ送信]メニュー

● 年末調整申告書サービスデータをダウンロード可能

＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

[年末調整]-[年末調整申告書サービス連携]-[年末調整申告書サービスデータダウンロード]メニューが追加されました。

年末調整処理を行う前までに、『年末調整申告書サービス』に登録されている「扶養控除等（異動）申告書」「保険料控除申告書」「配偶者特別控除申告書」「住宅借入金等特別控除申告書」などの申告書データを、当システムにダウンロードします。

また、必要に応じて、翌年分の扶養控除等（異動）申告書の申告書データをダウンロードすることもできます。

※当システムがセットアップされているコンピュータでダウンロードできない場合は、[随時処理]-[汎用データ受入]-[年末調整データ受入]-[年末調整データ受入]メニューで申告書データを受け入れることもできます。

『年末調整申告書サービス』の[申告書データ出力]メニューで出力した申告書データを受け入れる場合は、[年末調整データ受入 - 受入条件設定]画面の[受入ファイル設定]ページの受入データ形式で「年末調整申告書サービスデータ形式」を選択して受け入れます。

● 個人番号操作履歴で個人番号の用途が明確に分かるように改善

[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号操作履歴[社員]]メニューで、どのメニューで個人番号を操作したかを確認できましたが、より用途が明確に分かるように、処理メニューの後に「- ○○年分」や「- ○○データ」など、必要に応じて表示されるようになりました。

利用者アカウント	日付・時刻	製品名	処理メニュー	社員番号	氏名	操作対象
1000001	2016/09/27 18:15:52	法定調書発行	税務署提出データ作成-平成28年分 / 源泉徴収票データ	100001	阿谷 いげる	個人番号
1000001	2016/09/27 18:17:10	法定調書発行	源泉徴収票-平成28年分	100001	阿谷 いげる	個人番号
1000001	2016/09/27 18:17:10	法定調書発行	個人番号一括入力[社員]	100001	阿谷 いげる	個人番号

◀ 関連メニュー ▶

[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号操作履歴[受給者]]メニュー

< 『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合 >

『OBCマイナンバーサービス』の[会社情報登録]メニューの個人番号操作ログ設定で、利用目的の記録を「する」に設定している場合は、[ログ参照]メニューの[個人番号操作ログ]ページの利用目的欄に「- ○○年分」や「- ○○データ」など、必要に応じて表示されるようになりました。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成28年8月31日時点
銀行支店辞書	平成28年8月31日時点
市町村辞書	平成27年2月1日時点
電子申告辞書	平成28年9月20日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.05



目次

『OMSS+ 年末調整申告書サービス』との連携に対応 ＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞	2
搭載辞書を更新	2

● 『OMSS+ 年末調整申告書サービス』との連携に対応
＜『年末調整申告書サービス』をお使いの場合＞

『OMSS+ 年末調整申告書サービス』（以下、『年末調整申告書サービス』）とは、従業員が年末調整時に提出する「扶養控除等（異動）申告書」や「保険料控除申告書」などの申告書を、スムーズに配布・回収・内容確認できる弊社の業務サービスです。
当システムと『年末調整申告書サービス』の申告書データを連携して利用することで、各申告書の印刷や郵送にかかるコスト、年末調整処理の入力業務を大幅に削減できます。

参 考

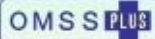
『年末調整申告書サービス』の詳細については、以下のサイトをご参照ください。
<http://www.obc.co.jp/click/bugyo-i/nencho/>

注 意

「OMSS」および「OMSS+」の契約期間が終了した時点で、『年末調整申告書サービス』と接続できなくなりますので、ご注意ください。

参 考

操作説明（ヘルプ）では、「OMSS+」の業務サービスで提供する機能を、以下のように記載しています。

 または『OMSS+』

＜ 関連メニュー ＞

[導入処理]-[運用設定]-[年末調整申告書サービス連携設定]メニュー

※『年末調整申告書サービス』のサービス開始に伴い、『OBCマイナンバーサービス』に接続して運用している場合に表示される[個人番号収集対象者設定[社員]]メニューと[個人番号収集対象者設定[受給者]]メニューのメニュー名が、[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定[社員]]メニューと[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[OBCマイナンバーサービス利用者設定[受給者]]メニューに変更されました。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成28年7月29日時点
銀行支店辞書	平成28年8月3日時点
市町村辞書	平成27年2月1日時点
電子申告辞書	平成28年6月13日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.04



目次

退職社員の個人番号データを受入可能	2
『マイナンバー収集・保管サービス』の名称が変更 ＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	2
当システムから電子証明書の更新が可能 ＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	2
別データ領域の利用者も関連付けが可能 ＜『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合＞	2
給与奉行で受け入れる連動データに、個人番号を含めるかを設定可能	2
支払調書の金額の桁数に変更	3
搭載辞書を更新	3

● 退職社員の個人番号データを受入可能

[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ受入[社員]]メニューで、退職社員の個人番号データも受け入れられるようになりました。退職社員の個人番号データを受け入れる場合は、[個人番号データ受入[社員] - 条件設定]画面の[基本設定]ページの「年月日以降に退職した社員のデータも受け入れる」にチェックを付けます。

● 『マイナンバー収集・保管サービス』の名称が変更

<『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合>

『マイナンバー収集・保管サービス』の名称が、『OBCマイナンバーサービス』に変更されました。

これに伴い、[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバー収集・保管サービス運用設定]メニューのメニュー名が、[導入処理]-[運用設定]-[OBCマイナンバーサービス運用設定]メニューに変更されました。

● 当システムから電子証明書の更新が可能

<『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合>

当システムから電子証明書の有効期限を更新できるようになりました。

更新する場合は、[導入処理]-[運用設定]-[OBCマイナンバーサービス運用設定]メニューで  を押して、電子証明書を更新します。

● 別データ領域の利用者も関連付けが可能

<『OBCマイナンバーサービス』をお使いの場合>

[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号収集対象者設定[社員]]メニューで[個人番号収集対象者設定[社員] - 条件設定]画面の[基本設定]ページの設定内容で「既存の利用者情報との関連付け」を選択している場合に、別データ領域に関連付けられている利用者も表示することができるようになりました。別データ領域に関連付けられている利用者も表示する場合は、[個人番号収集対象者設定[社員] - 条件設定]画面の[詳細設定]ページで、「別データ領域に関連付けられている利用者も表示する」にチェックを付けます。

《 関連メニュー 》

- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号収集対象者設定[社員]]メニュー
- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号収集対象者設定[受給者]]メニュー

● 給与奉行で受け入れる連動データに、個人番号を含めるかを設定可能

[随時処理]-[奉行連動データ作成]-[法定調書奉行→給与奉行データ作成]メニューで連動データを作成する際に、個人番号を含めて作成するかを設定できるようになりました。今までは、必ず個人番号を含めて連動データが作成されました。今回から個人番号を含めずに連動データを作成することもできます。個人番号を含めずに連動データを作成する場合は、[法定調書奉行→給与奉行データ作成 - 条件設定]画面の[基本設定]ページで、「個人番号を含めて作成する」のチェックを外します。

● 支払調書の金額の桁数が変更

[支払調書 1]-[不動産等の譲受けの対価の支払調書]メニューの支払金額と、[支払調書 1]-[不動産等のあっせん手数料の支払調書]メニューの取引金額の桁数が、10桁から11桁に変更されました。

これに伴い、汎用データの不動産等の譲受けの対価データと不動産等のあっせん手数料データの受入桁数も変更されました。

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【不動産等の譲受けの対価データ】				
支払金額	PRCD010	11	文字	受入桁数の変更 （「10」から「11」へ）
【不動産等のあっせん手数料データ】				
取引金額	PRMD010	11	文字	受入桁数の変更 （「10」から「11」へ）

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成28年 5 月31日時点
銀行支店辞書	平成28年 6 月 1 日時点
市町村辞書	平成27年 2 月 1 日時点
電子申告辞書	平成28年 6 月13日時点

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.03 / Ver.3.02



《改正情報》	
平成28年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応	2
平成28年分 扶養控除等異動申告書 レイアウトに対応	4
《機能追加》	
確認したい電子申告のメッセージだけを最初から表示可能	5
「OBCプログラムアップデート」機能の改善 ＜『ネットワーク対応製品』以外をお使いの場合＞	5
搭載辞書を更新	5
データコンバートできる対象製品を追加	5

● 平成 28 年分給与所得の源泉徴収票の新様式に対応

平成 28 年分給与所得の源泉徴収票については、社会保障・税番号制度の導入に伴い、大幅に項目やレイアウト等が変更されました。

これに伴い、奉行サプライの「源泉徴収票」を変更し、平成 28 年中の退職者に配布する源泉徴収票としてご利用いただけるようになりました。

[6109] 単票退職者用源泉徴収票

※新しい様式の奉行サプライは、品番が変更されていますので、ご注意ください。

印刷する奉行サプライに合わせて、[源泉徴収票 - 印刷条件設定]画面の[基本設定]ページで、用紙種類を選択してください。

※平成 27 年以前の源泉徴収票については、今までの旧様式の奉行サプライ（[4109] 単票源泉徴収票、[4009] 源泉徴収票）に印刷できます。

源泉徴収票の新様式対応に伴い、[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの【家族情報】に、居住者区分が追加されました。

扶養控除等（異動）申告書または配偶者特別控除申告書で「非居住者である親族」として提出された扶養親族の場合は、「1：非居住者」を設定します。

また、【扶養人数情報】に上記の人数が集計される非居住者親族も追加されました。

非居住者の扶養親族については、源泉徴収票の非居住者である扶養親族の数欄に人数、区分欄に○が表示・印字されます。

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

居住者区分が「1：非居住者」の場合は、源泉徴収票の区分欄に「○」が印字されます。

＜社員情報データ＞

3 / 5

< 年末調整データ >

項目名	受入記号	受入桁数	受入種別	備考
【家族情報】				
配偶者				
居住者区分	EFMM019	1	数字	0 : 居住者 1 : 非居住者
扶養親族 1 ~ 10				
居住者区分	EFMD020	1	数字	0 : 居住者 1 : 非居住者 2 人目以降の受入記号 EFMD120 EFMD220 EFMD320 EFMD420 EFMD520 EFMD620 EFMD720 EFMD820 EFMD920
【所得税情報】				
非居住者親族	ESUP014	2	数字	

● 平成 2 8 年分 扶養控除等異動申告書 レイアウトに対応

扶養控除等異動申告書の平成 2 8 年分レイアウトに合わせて、[年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニューの[主たる給与から控除を受ける]ページに「非居住者」欄および「生計を一にする事実」欄が、[住民税に関する事項]ページに「非居住者」欄が追加されました。

※平成 2 8 年用の扶養控除等異動申告書の印刷については、すでに対応済みのため、画面のみの変更です。

301 営業部 東日本営業課

社員番号 氏名 100000 山田 一郎

生年月日 昭和32年 9月21日

住居又は居所 東京都新宿区戸山2-13-8ロイヤルパークマンション605

配偶者の有無 配偶者あり

主たる給与から控除を受ける 住民税に関する事項

A 印刷対象 配偶者	氏名	生年月日	老人	扶養	住所又は居所	所得の見積額
洋子	昭和35年 5月 3日			非居住者	東京都新宿区戸山2-13-8ロイヤルパークマンション605	0
洋子	昭和60年 6月30日	同居老親等		生計を一にする事実	東京都新宿区戸山2-13-8ロイヤルパークマンション605	0
洋子	平成 1年 1月11日	同居老親等			東京都新宿区戸山2-13-8ロイヤルパークマンション605	0
大塚とし	大正14年 3月23日	同居老親等			東京都新宿区戸山2-13-8ロイヤルパークマンション605	0

「非居住者」の場合は「生計を一にする事実」欄に
年末調整時に本年中に送金等をした金額の合計額を
入力します。

F1 操作説明 F4 家族情報 F10 中止 F11 ガイド F12 登録

● 確認したい電子申告のメッセージだけを最初から表示可能

[電子申告]-[法定調書]-[国税メッセージボックス確認]メニューで電子申告のメッセージを確認する際に、確認したい目的にあわせた内容だけを最初から表示できるようになりました。

例えば、今回一括で申告した結果や特定の顧問先の申告結果だけをスムーズに確認できます。

地方税（[地方税メッセージボックス確認]メニュー）も同様です。

《 関連メニュー 》

- ・ [電子申告]-[法定調書]-[国税メッセージボックス確認]メニュー
- ・ [電子申告]-[給与支払報告書]-[地方税メッセージボックス確認]メニュー

● 「OBCプログラムアップデート」機能の改善

＜『ネットワーク対応製品』以外をお使いの場合＞

最新プログラムを今すぐではなく後からセットアップする場合は、製品起動時の「最新プログラムのお知らせ」の通知を表示させないように設定できます。

ただし、後からセットアップする場合は、手動でセットアップします。

※複数の奉行製品を同じコンピュータで運用している場合は、製品ごとに設定できます。

※設定後、さらに新しいプログラムが公開された際は、通知が表示されます。

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成28年 1 月29日時点
銀行支店辞書	平成28年 2 月 3 日時点
市町村辞書	平成27年 2 月 1 日時点
電子申告辞書	平成28年 1 月 4 日時点

● データコンバートできる対象製品を追加

旧奉行シリーズ（法定調書奉行 i 8シリーズ/ i シリーズ）からも、データコンバートできるようになります。

法定調書奉行 i10 シリーズ

機能アップガイド

Ver.3.01



目次

※  マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

《改正情報》	
各種支払調書が平成28年分印刷レイアウトに対応	2
法定調書合計表の画面レイアウト変更	3
磁気ディスク提出用データにおいて、配当等の支払調書および利子等の支払調書の平成28年用レイアウトに対応	3
電子申告データおよび磁気ディスク提出用データにおいて、住宅取得の改正（特定取得区分の追加）に対応	3
給与支払報告書 電子申告データに「特別徴収税額通知の受取方法」が追加	4
《機能追加》	
 「番号確認書類」と「身元確認書類」を一括で受入可能	4
 個人番号一括入力メニューで、個人番号が登録済みの扶養家族も表示	5
社員情報登録で配偶者の情報を削除可能	6
個人番号を参照する際の利用目的を登録可能 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	6
マイナンバー収集・保管サービス運用設定の設定内容を印刷可能 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	7
『OMSS+ マイナンバー収集・保管サービス』と連携する際のパフォーマンスを改善 ＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞	7
搭載辞書を更新	7

《改正情報》

● 各種支払調書が平成28年版印刷レイアウトに対応

平成28年分より、以下の支払調書のレイアウトが変更されました。

- ・「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」
- ・「退職所得の源泉徴収票」
- ・「不動産の使用料等の支払調書」
- ・「不動産等の譲受けの対価の支払調書」
- ・「不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書」
- ・「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」
- ・「利子等の支払調書」
- ・「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」

これに伴い、平成28年分の支払調書は、新しいレイアウトで出力されます。

また、各支払調書の[印刷条件設定]画面に、「個人番号を印字する」のチェックボックスが追加され、

平成28年以降の新しいレイアウトで支払調書を印刷する際に、個人番号を印字するかを設定できるようになりました。

《関連メニュー》

- ・[支払調書 1]-[報酬等の支払調書]メニュー
- ・[支払調書 1]-[退職所得の源泉徴収票]メニュー
- ・[支払調書 1]-[不動産の使用料等の支払調書]メニュー
- ・[支払調書 1]-[不動産等の譲受けの対価の支払調書]メニュー
- ・[支払調書 1]-[不動産等のあっせん手数料の支払調書]メニュー
- ・[支払調書 2]-[配当等]-[配当等の支払調書]メニュー
- ・[支払調書 2]-[利子等]-[利子等の支払調書]メニュー
- ・[支払調書 2]-[非居住者の給与等]-[非居住者の給与等の支払調書]メニュー

● 法定調書合計表の画面レイアウト変更

給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の平成28年1月1日以後提出用のレイアウトに合わせて、[支払調書1]-[法定調書合計表]-[法定調書合計表]メニューの画面レイアウトが変更されました。



タイトルの名称が以下に変更されました。

1. 給与所得の源泉徴収票合計表 (315)
↓
1. 給与所得の源泉徴収票合計表 (375)

タイトルの名称が以下に変更されました。

5. 不動産等の譲受けの支払調書合計表 (322)
↓
5. 不動産等の譲受けの支払調書合計表 (376)

● 磁気ディスク提出用データにおいて、配当等の支払調書および利子等の支払調書の平成28年用レイアウトに対応

[随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニューの「配当等の支払調書データ」および「利子等の支払調書データ」において、平成28年分のフォーマット形式に対応しました。

● 電子申告データおよび磁気ディスク提出用データにおいて、住宅取得の改正（特定取得区分の追加）に対応

住宅借入金等特別控除の改正に伴い、特定取得に該当する場合の出力に対応しました。

《 関連メニュー 》

- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[税務署提出用データ作成]メニュー
- ・ [随時処理]-[磁気ディスク提出用データ作成]-[市町村提出用データ作成]メニュー
- ・ [電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニュー

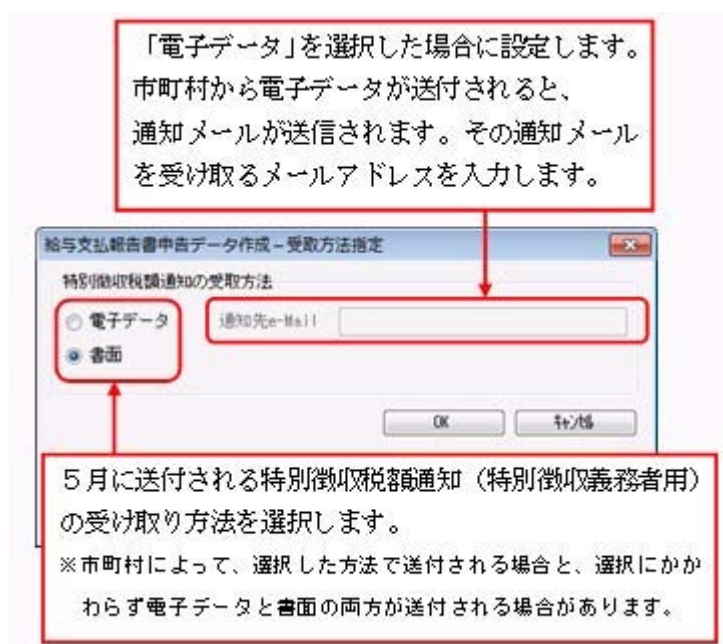
※[電子申告]-[法定調書]-[法定調書申請データ作成]メニューについては、Ver. 2.50で対応済み

● 給与支払報告書 電子申告データに「特別徴収税額通知の受取方法」が追加

給与支払報告書申告データのフォーマット形式に「特別徴収税額通知の受取方法」と「通知先アドレス」が追加され、特別徴収税額通知の受け取り方法を「電子データ」または「書面」から選択するように変更されました。

これに伴い、[電子申告]-[給与支払報告書]-[給与支払報告書申告データ作成]メニューに[給与支払報告書申告データ作成 - 受取方法指定]画面が追加されました。

[給与支払報告書申告データ作成]メニューで[実行]を押すと、[給与支払報告書申告データ作成 - 受取方法指定]画面が表示され、「特別徴収税額通知の受取方法」を選択できるようになりました。



《機能追加》



● 「番号確認書類」と「身元確認書類」を一括で受入可能

[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ受入[社員]]メニューと[受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号データ受入[受給者]]メニューで、「番号確認書類」「身元確認書類1」「身元確認書類2」の画像ファイルを受け入れることができます。

これにより、複数の社員や扶養家族の画像ファイルをまとめて受け入れることができます。

これに伴い、各メニューに以下の受入項目が追加されました。

【個人番号データ受入[社員]の場合】

項目名	受入種別	受入桁数
番号確認書類－確認書類リンク	文字	255
身元確認書類 1－確認書類リンク	文字	255
身元確認書類 2－確認書類リンク	文字	255
配偶者－番号確認書類－確認書類リンク	文字	255
配偶者－身元確認書類 1－確認書類リンク	文字	255
配偶者－身元確認書類 2－確認書類リンク	文字	255
扶養親族 1～10－番号確認書類－確認書類リンク	文字	255

【個人番号データ受入[受給者]の場合】

項目名	受入種別	受入桁数
番号確認書類－確認書類リンク	文字	255
身元確認書類 1－確認書類リンク	文字	255
身元確認書類 2－確認書類リンク	文字	255

《 関連メニュー 》

- ・ [社員情報]－[個人番号処理]－[個人番号一括入力]メニュー
- ・ [受給者情報]－[個人番号処理[受給者]]－[個人番号データ受入[受給者]]メニュー

また、[受給者情報]－[個人番号処理[社員]]－[個人番号データ作成[社員]]メニューで、[個人番号データ作成[社員]－条件設定]画面の[出力設定]ページの作成形式が「〇ＢＣ受入形式」の場合でも、「番号確認書類」「身元確認書類 1」「身元確認書類 2」を出力することができるようになりました。

《 関連メニュー 》

- ・ [受給者情報]－[個人番号処理[社員]]－[個人番号データ作成[社員]]メニュー
- ・ [受給者情報]－[個人番号処理[受給者]]－[個人番号データ作成[受給者]]メニュー



● 個人番号一括入力メニューで、個人番号が登録済みの扶養家族も表示

今までは、[受給者情報]－[個人番号処理[社員]]－[個人番号一括入力[社員]]メニューで[個人番号一括入力[社員]－条件設定]画面の[基本設定]ページの処理区分に「入力」を選択した場合は、すでに個人番号が登録済みの扶養家族は表示されませんでした。今回から、すでに個人番号が登録済みの扶養家族も表示されるように変更されました（登録済みの個人番号は「*」で表示されます）。これにより、扶養家族の個人番号の登録状況が把握しやすくなり、扶養家族の個人番号が入力しやすくなりました。

※また、[個人番号一括入力[社員]－条件設定]画面の[基本設定]ページの処理区分に「修正」や「削除」を選択した場合に、個人番号が登録されていない扶養家族も表示されるように変更されました（個人番号欄は空欄です）。

社員番号	氏名	個人番号
100001	川谷 しげる	**** * 0000
	智子	**** * 0000
	拓也	**** * 0000
	美恵	**** * 0000
100003	小山 信一	**** * 0000
	ひろ子	**** * 0000
	優	**** * 0000
	翔	**** * 0000
100004	新井 清雄	**** * 0000
	綾	**** * 0000
100005	麻田 徳治	**** * 0000
	春子	**** * 0000
	雪枝	**** * 0000
	玲於奈	**** * 0000

● 社員情報登録で配偶者の情報を削除可能

[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページで登録されている配偶者の情報（氏名や生年月日など）を、削除できるようになりました。削除する場合は、[家族・所得税]ページにカーソルを合わせて **配偶者削除** を押します。

※ **配偶者削除** を押して配偶者の情報を削除した場合は、[受給者情報]-[社員情報登録]-[社員情報登録]メニューの[家族・所得税]ページの配偶者の有無が「0：配偶者なし」に変更されます。

また、配偶者の個人番号データも削除されます。

● 個人番号を参照する際の利用目的を登録可能

＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

[受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括入力[社員]]メニューで個人番号を参照する場合（[個人番号一括入力[社員]] - 条件設定）画面の[基本設定]ページの処理区分に「参照」を選択した場合）に、その利用目的を登録できるようになりました。当システムから『マイナンバー収集・保管サービス』にログインした後に、[利用目的入力]画面が表示されます。

登録した利用目的は、『マイナンバー収集・保管サービス』の[ログ参照]メニューで確認できます。

これにより、『マイナンバー収集・保管サービス』側で、「当システムで個人番号を参照した際の利用目的」を確認することができます。

※当システムで、登録した利用目的を確認することはできません。

※利用目的は、『マイナンバー収集・保管サービス』で利用目的の記録（『マイナンバー収集・保管サービス』の[会社情報登録]メニューで設定）が「する」に設定されている場合に、登録できます。

《 関連メニュー 》

- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括入力[社員]]メニュー
- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ作成[社員]]メニュー
- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号一括入力[受給者]]メニュー
- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号データ作成[受給者]]メニュー

● マイナンバー収集・保管サービス運用設定の設定内容を印刷可能

＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

[導入処理]-[運用設定]-[マイナンバー収集・保管サービス運用設定]メニューに、印刷機能が追加されました。設定内容を印刷することができます。

※上記の他に、ファンクションキーの **電証配置** の名称が、 **証明書配置** に変更されました。

● 『OMSS+ マイナンバー収集・保管サービス』と連携する際のパフォーマンスを改善

＜『マイナンバー収集・保管サービス』をお使いの場合＞

個人番号処理関連のメニューで、『マイナンバー収集・保管サービス』と連携する場合のパフォーマンスが改善されました。

《 関連メニュー 》

- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号一括入力[社員]]メニュー
- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[個人番号データ作成[社員]]メニュー
- ・ [社員情報]-[個人番号処理]-[個人番号一括入力]メニュー
- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[マイナンバー収集・保管サービス連携[社員]]-[個人番号アップロード[社員]]メニュー
- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[社員]]-[マイナンバー収集・保管サービス連携[社員]]-[個人番号ダウンロード[社員]]メニュー
- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号一括入力[受給者]]メニュー
- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号データ作成[受給者]]メニュー
- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[個人番号データ受入[受給者]]メニュー
- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[マイナンバー収集・保管サービス連携[受給者]]-[個人番号アップロード[受給者]]メニュー
- ・ [受給者情報]-[個人番号処理[受給者]]-[マイナンバー収集・保管サービス連携[受給者]]-[個人番号ダウンロード[受給者]]メニュー
- ・ [年末調整]-[控除申告書]-[扶養控除等異動申告書]メニュー
- ・ [随時処理]-[奉行連動データ作成]-[法定調書奉行→給与奉行データ作成]メニュー

● 搭載辞書を更新

郵便番号辞書	平成27年10月30日時点
銀行支店辞書	平成27年11月4日時点
市町村辞書	平成27年2月1日時点
電子申告辞書	平成28年1月4日時点

法定調書奉行*i*10シリーズ 機能アップガイド

Ver.3.00



『奉行 / 8 シリーズ』(Ver.2.50) からの変更内容が記載されています。

目次

※マークは、おすすめする機能アップ内容や、注目していただきたい変更内容になります。

	「奉行Myスペース」機能を追加 ＜「OMSS」にご加入場合＞	2
	「奉行Linkitサービス」を追加 ＜「OMSS」にご加入場合＞	2
	最新プログラムの自動アップデートに対応 ＜「OMSS」にご加入場合＞	3
	[会社運用設定]メニューの設定内容を、他の利用者が報酬等入力などの作業中でも確認可能	3

参 考

『奉行i8』（Ver.2.50）からの機能アップ内容が記載されています。



● 「奉行Myスペース」機能を追加 ＜「OMSS」にご加入の場合＞

「奉行Myスペース」は、奉行上で自身（または担当者間）の「お知らせ」や「タスク（作業）」を管理できます。



※画面は、『勘定奉行』の画面です。

日々、自身が行うタスクが「奉行Myスペース」で一目で確認できるため、作業の漏れや遅れによるトラブルを防止し、スムーズに日々の業務を遂行できます。また、別の担当者への作業依頼などにも活用できます。



● 「奉行Linkitサービス」を追加 ＜「OMSS」にご加入の場合＞

「奉行Linkitサービス」は、快適・安全なコミュニケーション環境で業務生産性を向上させるための企業向けのSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）です。社内業務上で発生するコミュニケーションの手間・時間ロス・リスクを減少し、企業全体の情報化を実現します。



- 最新プログラムの自動アップデートに対応
＜「OMSS」にご加入の場合＞

- 『ネットワーク対応製品』の場合

お客様のご利用環境に応じて、最新プログラムが自動的にダウンロードされます。担当者様のダウンロードにかかる負担を軽減し、スピードをもって対応できるようになりました。

サーバープログラムを更新後、クライアント用コンピュータで奉行製品を起動すると、「最新プログラムのお知らせ」のメッセージが表示されます。「今すぐ更新する」をクリックし、[次へ] ボタンで進むだけで更新が完了しますので、奉行の担当者でも簡単に行えます。

- 『ネットワーク対応版製品』以外の場合

お客様のご利用環境に応じて、最新プログラムに自動アップデートします。担当者様のセットアップにかかる負担を軽減し、スピードをもって対応できるようになりました。

- **[会社運用設定]メニューの設定内容を、他の利用者が報酬等入力などの作成中でも確認可能**

今までは、[導入処理]-[運用設定]-[会社運用設定]メニューの設定内容を確認する際に、他の利用者の作業を止める（メニューを閉じる）必要がありました。今回から、同時にメニューを開けるようになりました。

※設定を変更する場合は、を押します。